



中部電力

浜岡原子力発電所に係る最近の動向

2026年2月4日

1. 浜岡原子力発電所の概要
2. 適合性確認審査の状況
3. 安全性向上対策の状況
4. 当社の防災対応
5. 1・2号機 廃止措置の状況
6. トピックス

01 浜岡原子力発電所の概要

(1) 浜岡原子力発電所 1～5号機

浜岡原子力発電所は静岡県御前崎市（旧浜岡町）に位置しています。

1～4号機は沸騰水型軽水炉（BWR）、5号機は改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）です。



	定格電気出力	【運転開始】
3号機	110 万kW	【1987年】
4号機	113.7 万kW	【1993年】
5号機	138 万kW	【2005年】
合計電気出力	361.7 万kW (静岡県富士川以西の最大使用電力の約9割に相当)	
年間電力 (実績)	220億5,700 万kWh ('06～'08年度平均) (静岡県富士川以西の'16年度電力需要：約206億kWh)	
敷地面積	約160 万㎡ (東西 約1.6km 南北 約1km)	

(2) 浜岡原子力発電所の特徴

浜岡原子力発電所には2つの特徴があります。

- ・日本で唯一、原子力発電所敷地前面に専用の港がありません。
このため、大型機器等は発電所と御前崎港との間を陸上輸送します。
- ・発電のためタービンを回した蒸気を間接的に冷却するための海水は、
沖合600mに設置した取水塔から取り入れます。



原子炉圧力容器の
陸上輸送の様子



御前崎港の
専用岸壁・専用クレーン



(3) 浜岡原子力発電所の安全協定

当社は、震災前より御前崎市をはじめ牧之原市、掛川市、菊川市ならびに静岡県と「安全協定」※を結んでいます。

震災後の2016年には、島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、袋井市、吉田町、森町ならびに静岡県とも「県・5市2町の安全協定」を結んでいます。

※ 自治体と当社が発電所周辺の環境の安全を確保することを目的として締結している協定



震災後



○ 4市人口 : 約23.3万人(2025年4月1日時点)

御前崎市…約2.9万人、牧之原市…約4.2万人、掛川市…約11.5万人、菊川市…約4.7万人

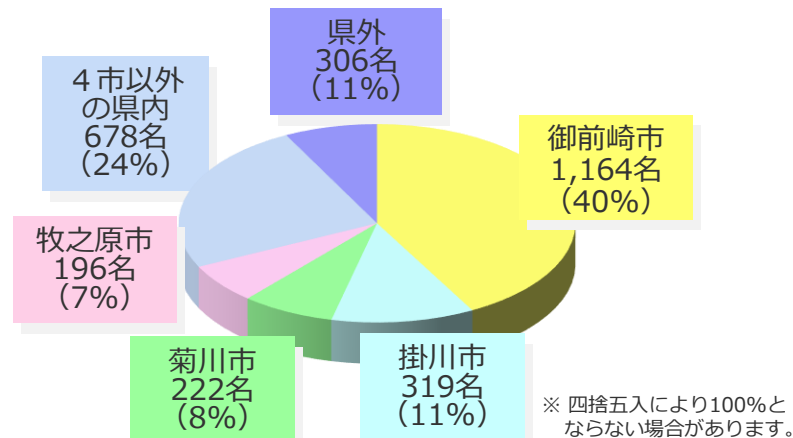
(4) 浜岡原子力発電所で働く従業員

発電所で働く従業員は協力会社含めて約2,900名です。

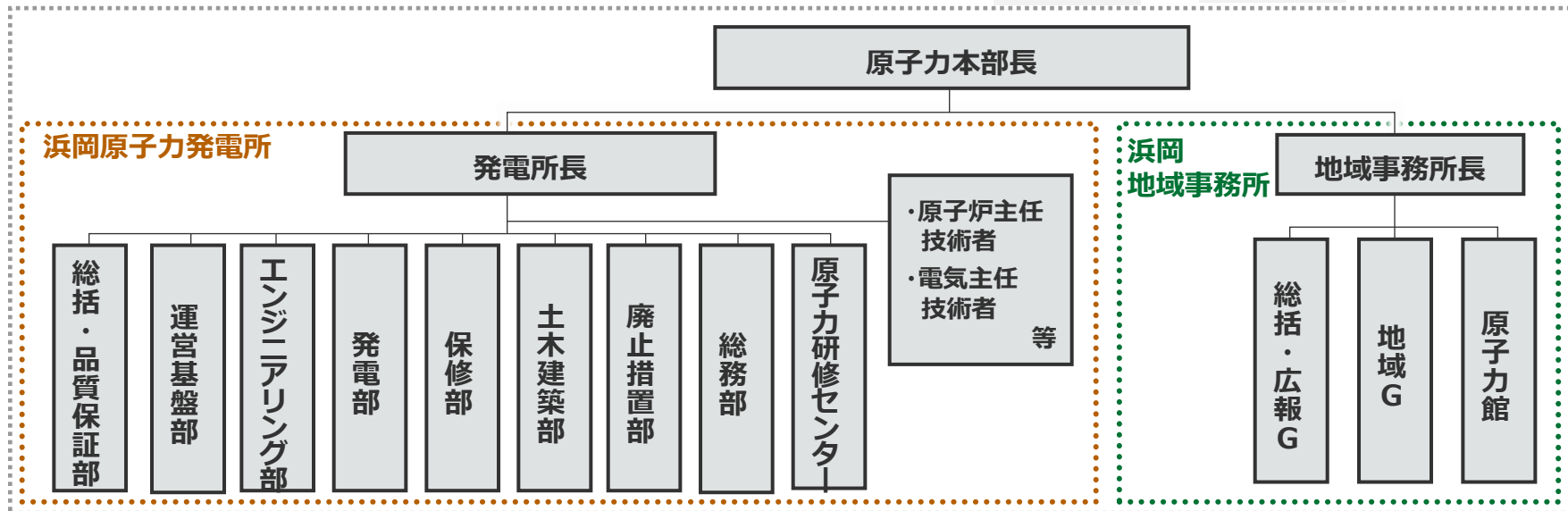
発電所で働く従業員

中部電力	706名
協力会社	2,179名
計	2,885名

(2026年1月1日)



発電所の組織図



・2012年7月1日より、原子力安全技術研究所（本店技術開発本部所属）を発電所構内に設置

02 適合性確認審査の状況

(1) 福島第一原子力発電所事故前からの安全性向上に向けた取り組み

浜岡原子力発電所では、福島第一原子力発電所事故前から、常に最新の知見を反映し発電所の安全性向上に努めてまいりました。

年	項目	実施内容例
2008年迄	耐震裕度向上工事	<ul style="list-style-type: none"> ・排気筒改造工事 ・配管・電路類サポート改造工事
2011年3月	東日本大震災（福島第一原子力発電所事故）発生	
2011年7月	津波対策および緊急時対策の強化	・防波壁、ガスタービン発電機の設置等
2012年12月	津波対策の強化	・防波壁・改良盛土の嵩上げ、フィルタベント設備の設置
2013年7月	新規制基準施行	
2014年2月	4号機 原子炉設置変更許可申請	
2015年6月	3号機 原子炉設置変更許可申請	



排気筒改造工事



防波壁



緊急時淡水貯槽



ガスタービン発電機

(2) 新規制基準適合性に係る審査の流れ

- 新規制基準への適合性確認審査は、「原子炉設置変更許可」「設計及び工事の計画の認可」「保安規定変更認可」があり、事業者からの申請後、段階的に原子力規制委員会が実施します。
- そのうち、「原子炉設置変更許可」の審査は、地震・津波等の自然現象に関する事項とプラント施設に関する事項に分けて審査されます。
- 原子力規制委員会は、「基準地震動」及び「基準津波」が確定したプラントから「プラント施設の審査」を行う方針としています。

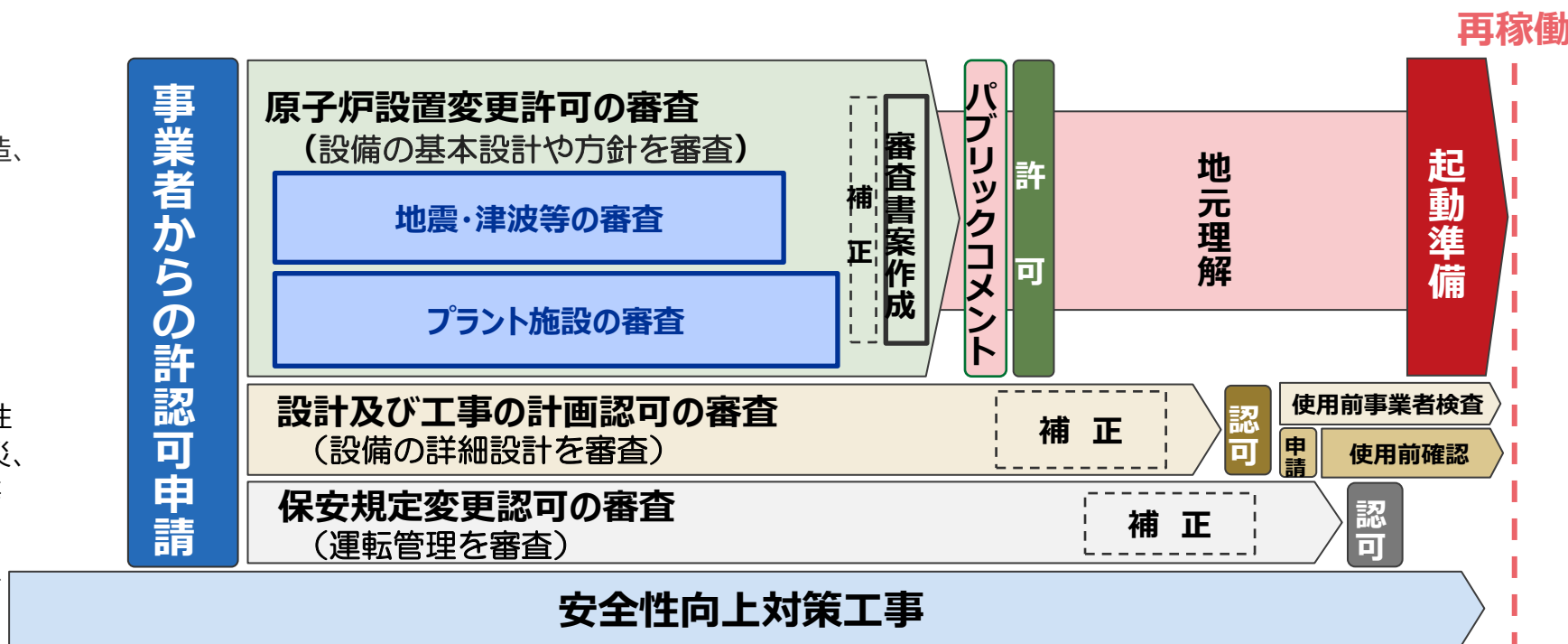
主要な審査項目

地震・津波等の審査

- 地震、津波、火山
地下構造、地質構造、
基準地震動、
基準津波、
地盤斜面の安定性、
火山影響評価 等

プラント施設の審査

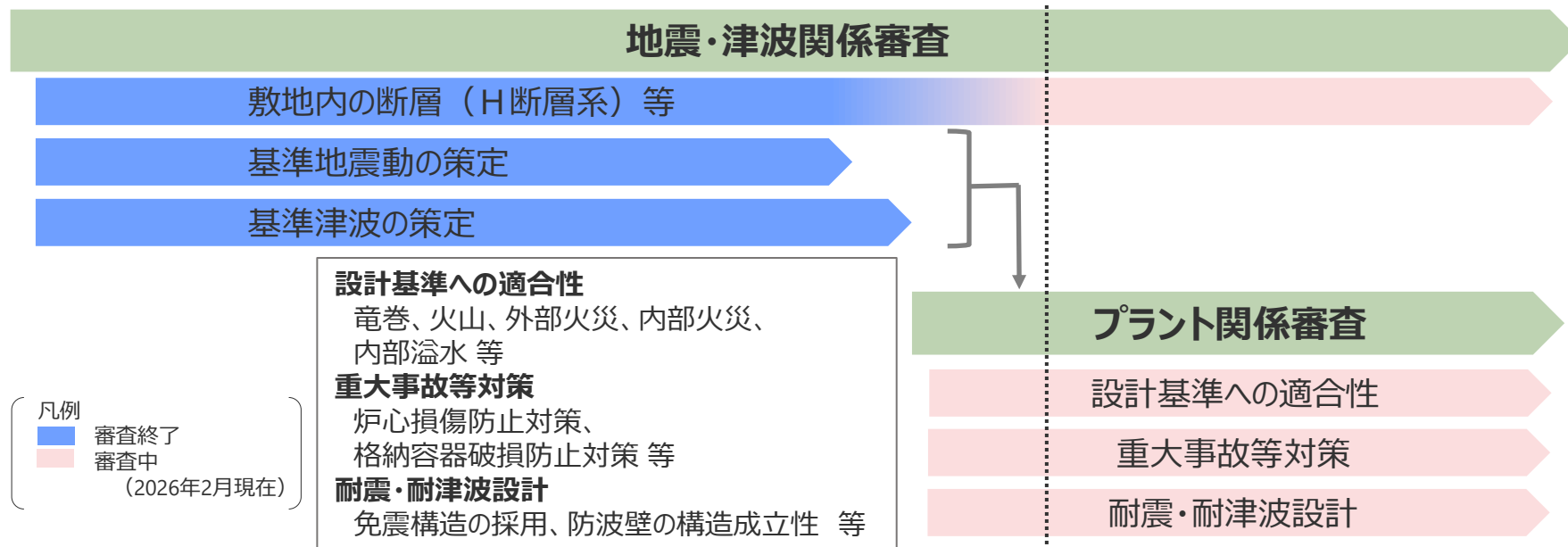
- 設計基準への適合性
内部溢水、内部火災、
外部火災、竜巻 等
- 重大事故等対策
確率論的リスク評価、
有効性評価、
解析コード 等



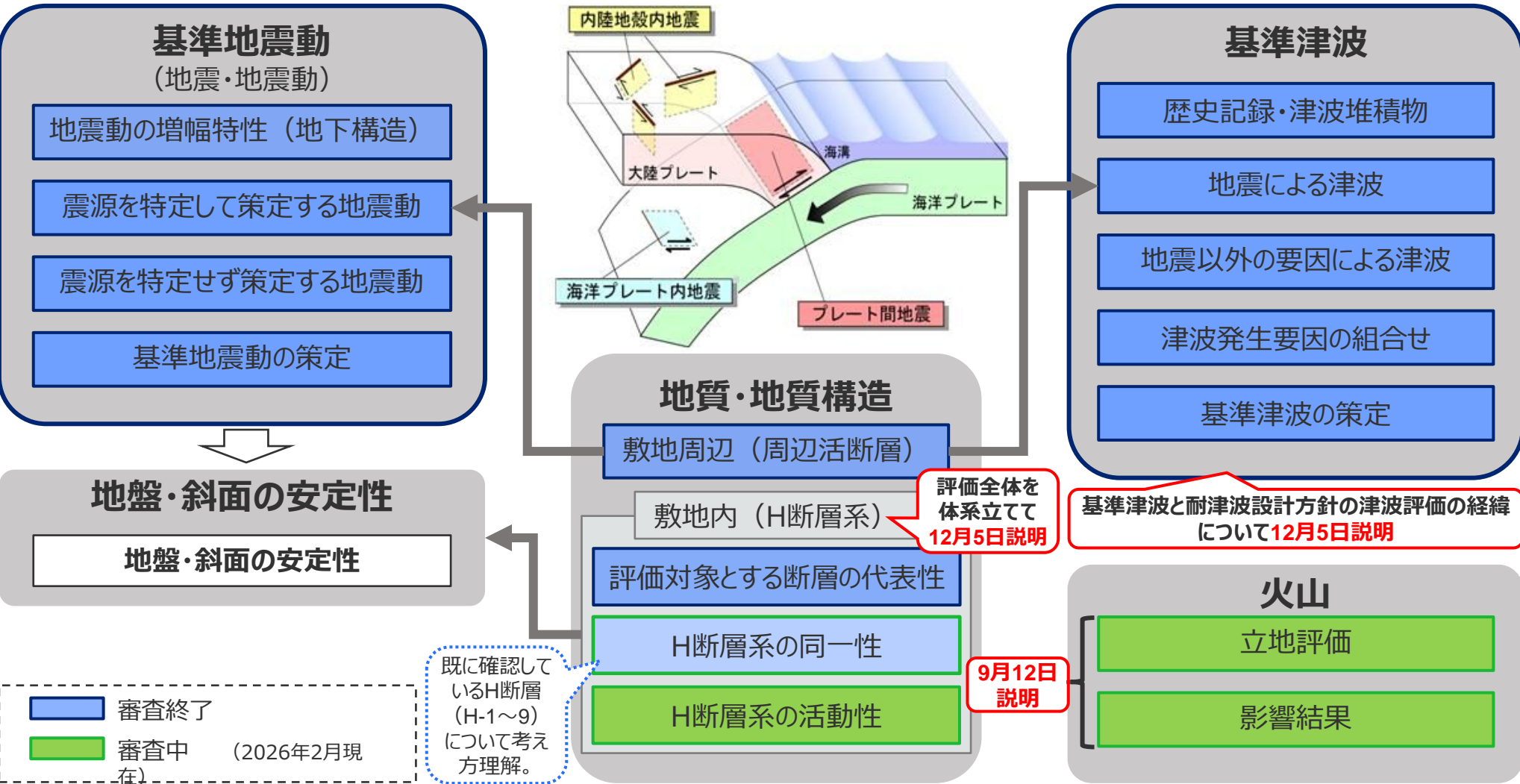
(3) 審査スケジュール

- 2023年9月に基準地震動、2024年10月に基準津波の審査内容について、原子力規制委員会より「おおむね妥当」との評価を受けました。その後、11月13日の当社社長と原子力規制委員会との意見交換会において、プラント班審査の再開などが認められ、当社はプラント審査（設備などの基本設計に関する審査）を進めておりました。
- しかし、審査における基準地震動の策定に関して、不適切な取り扱いが疑われる事案が確認され、1月5日に臨時的な記者会見を行いました。同日に事実関係や原因の調査、再発防止策の検討を行うため、外部専門家のみで構成する第三者委員会を設置することを取締役会で決議しました。
- また、1月14日の原子力規制委員会において、基準地震動策定に係る不正行為について報告され、審査資料に対する信頼性が損なわれていることから、審査会合、ヒアリング、面談等は実施しないこととされました。
- 当社は調査に全面的に協力するとともに、監督官庁および原子力規制委員会の指示に基づき適切に対応してまいります。

現在（審査停止）

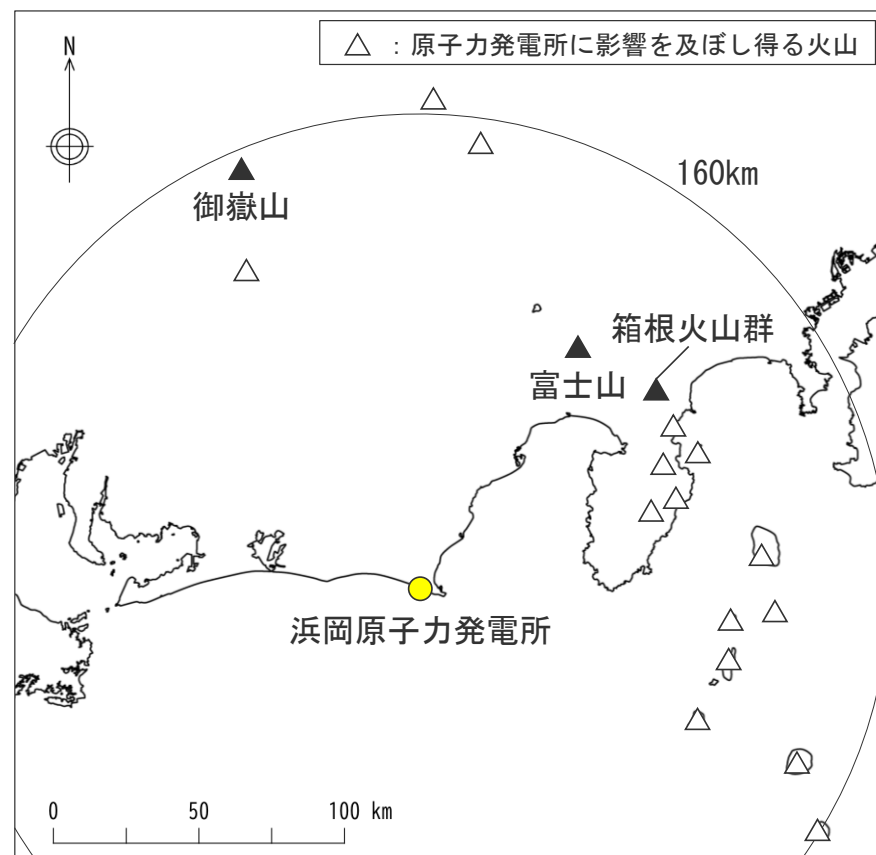
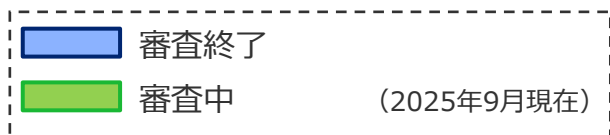
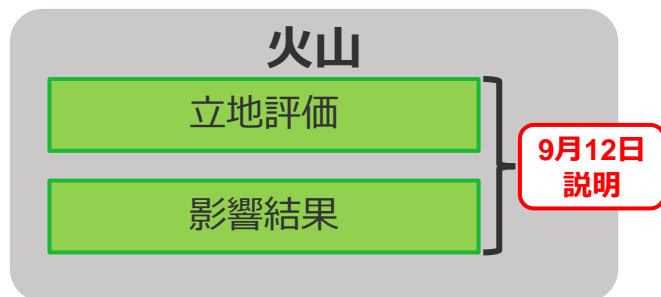


(4) 耐震関連審査の進捗状況



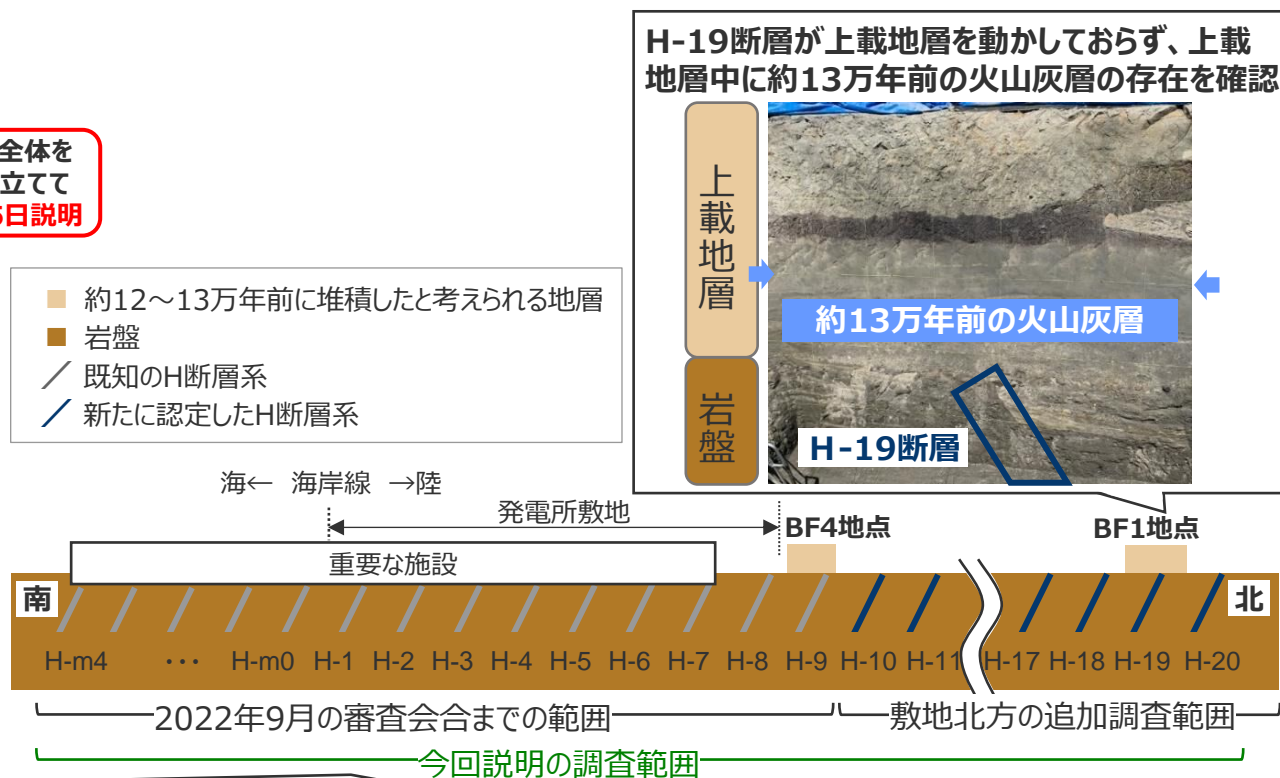
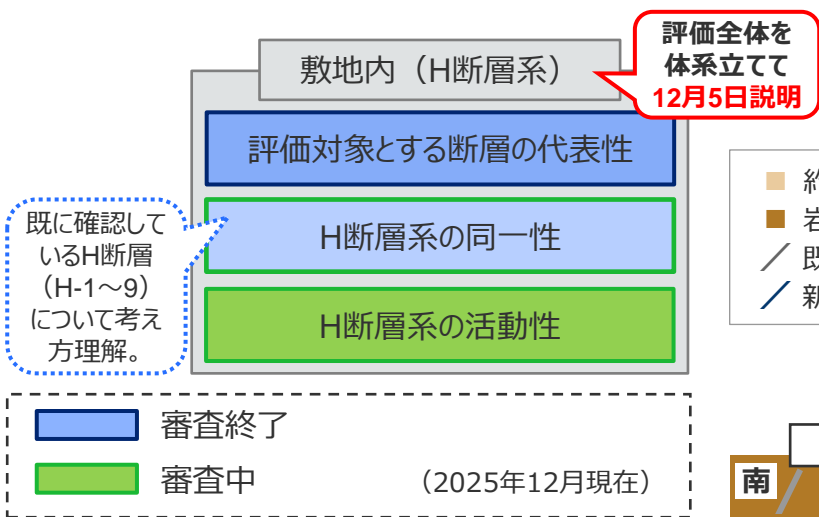
(5) 火山影響評価

- 昨年9月12日の審査会合では、火山影響評価について説明し、浜岡への影響が大きい火山は、富士山、箱根火山群、御嶽山であり、今後これらの火山による影響をシミュレーションで説明する方針を示しました。
- その結果、箱根火山群の浜岡への影響については、調査の不確かさなどの限界も踏まえ、最大規模の噴火をシミュレーション対象にすることを含めて再検討すること等のコメントを受けて継続審議となりました。



(6) 敷地内の断層 (H断層系)

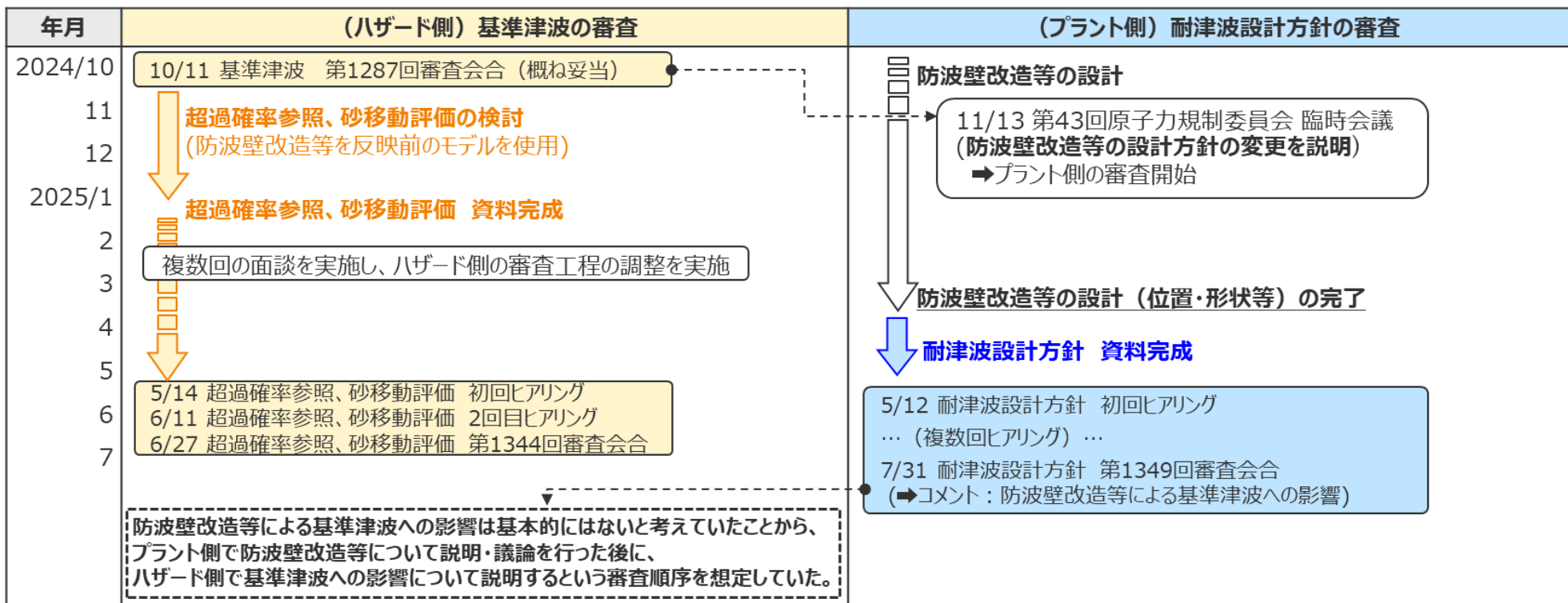
- 2024年11月の審査会合では、最終的なとりまとめ資料を意識した評価全体の体系立てた説明が求められ、昨年12月5日の審査会合では、追加調査結果だけでなく既往の調査・検討内容も含めて整理して説明しました。
- その結果、確認した断層から段階的に H 断層系を認定していく論理構成を再検討し、H 断層系の認定フローを見直すこと等のコメントを受けて継続審議となりました。



重要施設設置エリアから敷地北方にかけてのボーリング・露頭調査等により、H断層系として計25本の断層を認定。

(7) 基準津波と耐津波設計方針の津波評価の経緯

- ハザード側の審査において基準津波の策定後、プラント側の審査において**防波壁改造等の設計方針の変更**を行いました。この**防波壁改造等による基準津波への影響の有無**をハザード側審査で説明していなかったため、その内容をハザード側の審査で説明し、その結果をプラント側の審査で報告することが求められています。
- 昨年12月5日の審査会合で、**基準津波と耐津波設計方針の津波評価の経緯**について説明しました。
- その結果、原因究明と再発防止策について検討した結果を含めて**改めて報告**することとなりました。



(8) プラント審査開始

■ プラント施設の審査 = 設計基準に係る審査 + 重大事故等※対策に係る審査

■ **設計基準に係る審査**：発電所設備や送電線の故障、地震や津波等の自然現象など設計上考慮しなければならない厳しい事象を定め、それに対処できることを確認

■ **重大事故等対策に係る審査**：設計基準を超える万一の事象への対処を確認

※炉心の著しい損傷に至る事故（重大事故）に至るおそれがある事故または重大事故

<過去の規制基準>

- 単一の機器の故障を想定しても炉心損傷に至らないことを確認

耐震・耐津波性能
自然現象等に対する考慮
火災に対する考慮
電源の信頼性
その他の設備の性能

<新規制基準>

耐震・耐津波性能	設計基準
自然現象等に対する考慮 (竜巻・火山・森林火災を明記)	
火災に対する考慮	
内部溢水に対する考慮	
電源の信頼性	
その他の設備の性能	

- 従来規制基準 + 自然現象や火災等に対処するための要求事項を強化
- 重大事故等に対処するための要求事項等を新設

共通要因による安全機能の一斉喪失防止

- 自然現象の想定と対策を大幅に引上
- 自然現象以外（例：火災等）でも対策を強化

<過去の重大事故等対策>

重大事故に備えた対策
(電力会社の自主的な取り組み)

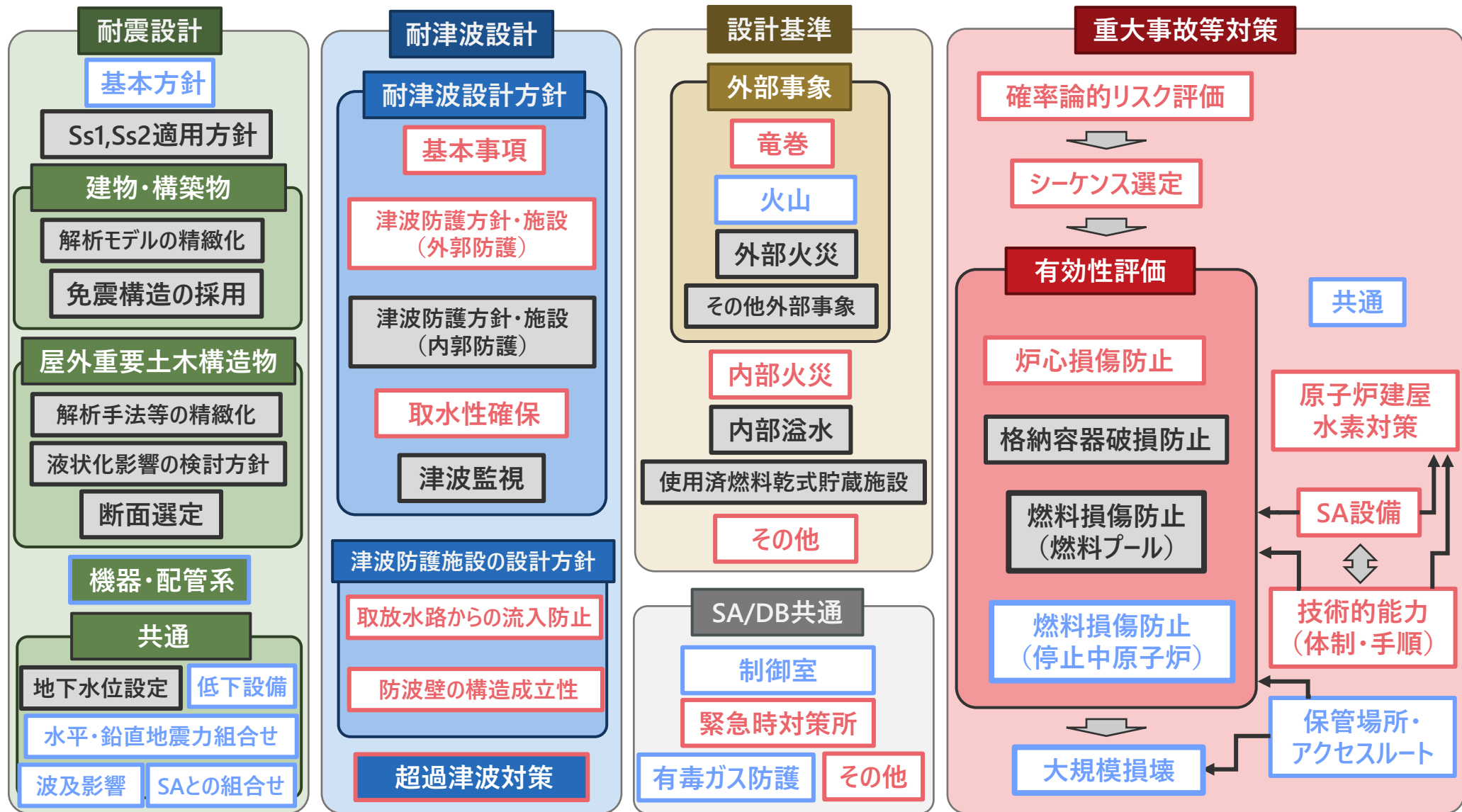
炉心損傷防止対策 (複数の機器の故障を想定)	重大事故等対策
格納容器破損防止対策	
放射性物質の拡散抑制対策	
意図的な航空機衝突への対応	

重大事故等に備えた対策を要求

- ① 炉心損傷防止
- ② 格納容器破損防止
- ③ 放射性物質拡散抑制

テロとしての航空機衝突への対策も要求

(9) 審査の進捗状況



(10) プラントに関する主な審査項目 (1/4) (2025年12月31日現在)

主な審査項目		説明開始	直近の審査会合			
			開催日	指摘事項		
耐震設計	耐震設計の基本方針	● 各施設の耐震重要度分類に応じて設定した耐震設計の基本方針	2025/1/10			
	Ss1、Ss2の適用方針	● 基準地震動Ss1（増幅を考慮しない地震動）および基準地震動Ss2（増幅を考慮した地震動）の各施設への適用方針	2025/1/10	2025/5/22	なし	
	建物・構築物	解析モデルの精緻化	● 建物・構築物の耐震安全性評価方針（精緻化した解析モデルを適用）	2025/1/20	2025/4/10	なし
		免震構造の採用	● 免震構造採用に係る検討方針、免震審査ガイドへの適合性	2025/1/31	2025/9/18	なし
	屋外重要土木構造物	解析手法の精緻化	● 屋外重要土木構造物の耐震安全性評価方針（精緻化した解析手法を適用）	2025/4/4	2025/11/27	なし
		液状化影響の検討方針	● 敷地の液状化による構造物への影響の検討方針	2025/1/17	2025/3/18	なし
		断面選定	● 耐震評価における構造物の評価対象断面の選定方針	2025/1/24	2025/3/18	なし
	機器・配管系		● 機器または配管の耐震安全性評価方針	2025/2/7		
	共通	地下水位設定	● 施設の耐震設計に用いる地下水位の設定方針	2025/1/17	2025/3/18	なし
		地下水位低下設備	● 設定した地下水位に維持するための低下設備の機能	2025/2/7		
		水平2方向・鉛直方向地震力の組合せ	● 水平2方向および鉛直方向地震力の組合せによる評価方針	2025/6/23		
		下位クラス施設の波及的影響	● 耐震重要度分類の上位クラス施設に対する下位クラス施設の波及的影響の評価方針	2025/5/26		
		SA荷重との組合せ	● 地震による荷重と重大事故等時に作用する荷重の組合せの評価方針	2025/10/3		

(10) プラントに関する主な審査項目 (2/4) (2025年12月31日現在)

	主な審査項目	説明開始	直近の審査会合		
			開催日	指摘事項	
耐津波設計方針	基本事項	● 津波防護対象の選定、入力津波の設定 等	2025/5/12	2025/9/18	なし*
	津波防護方針・施設 (外郭防護)	● 設計基準対象施設、重大事故等対処施設の津波防護方針 (敷地への流入防止、漏水による必要な機能への影響防止)	2025/5/19	2025/9/18	なし*
	津波防護方針・施設 (内郭防護)	● 設計基準対象施設、重大事故等対処施設の津波防護方針 (必要な機能を有する施設の隔離)	2025/5/26	2025/8/28	なし
	取水性確保に係る方針	● 水位変動に伴う取水性低下による必要な機能への影響防止	2025/5/23	2025/11/27	なし**
	津波監視に係る方針	● 津波監視設備の設計方針 等	2025/5/30	2025/8/28	なし
津波防護施設の設計方針	取放水路からの流入防止	● 取水槽溢水防止壁の設計方針 等	2025/6/2	2025/10/16	あり
	防波壁の構造成立性	● 防波壁設計方針、構造成立性評価結果 等	2025/6/6	2025/9/18	あり
超過津波対策	基本事項	● 超過津波に対する防護対象設備の選定 ● 超過津波による入力津波の設定 等	2025/9/12	2025/10/16	あり
	津波防護方針	● 超過津波に対する防護対象設備の津波防護方針	2025/9/12	2025/10/16	あり
	防護対象設備等	● 超過津波に対する防護対象設備等の設計・評価の方針および条件	2025/9/12	2025/10/16	あり
	漂流物影響評価	● 漂流物影響評価（敷地内）の妥当性	2025/9/12	2025/10/16	あり
	防波壁の構造成立性	● 超過津波に対する防波壁耐力	2025/9/12	2025/10/16	あり

* : 未説明項目(指摘事項)あり,

** : 未説明項目あり

(10) プラントに関する主な審査項目 (3/4)

(2025年12月31日現在)

中部電力



	主な審査項目	説明開始	直近の審査会合		
			開催日	指摘事項	
設計基準 (DB)	竜巻	<ul style="list-style-type: none"> 立地地域の特性等を考慮した竜巻規模（設計で想定する竜巻）の設定 設計で想定する竜巻による荷重に対する安全機能の防護方針 	2025/1/29	2025/10/16	あり
	火山（対策）	<ul style="list-style-type: none"> 設計で想定する火山事象（火山灰の堆積 等）に対する安全機能の防護方針 	2025/10/20		
	外部火災	<ul style="list-style-type: none"> 設計で想定する森林火災、近隣の工場等の火災・爆発、航空機墜落による火災等に対する安全機能の防護方針 	2025/4/2	2025/7/31	なし
	その他外部事象	<ul style="list-style-type: none"> 設計で想定するその他自然現象・人為事象（落雷、積雪、航空機落下 等）に対する安全機能の防護方針 	2025/5/21	2025/7/31	なし
	内部火災	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準対象施設の火災防護方針（発生防止、感知・消火、影響軽減） 	2025/1/23	2025/11/27	なし**
	内部溢水	<ul style="list-style-type: none"> 設計で想定する溢水に対する安全機能の防護方針 （地震等による機器・配管の破損による水の流出、消火水の放水 等） 	2025/3/5	2025/9/18	なし
	使用済燃料 乾式貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料乾式貯蔵施設の遮へい性能、除熱性能、閉込め性能 等 	2025/3/12	2025/8/28	なし
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 静的機器の単一故障を想定した場合の安全機能の確保 使用済燃料貯蔵施設に対する重量物の落下対策、監視機能の確保 安全保護回路への不正アクセス防止、外部からの送電システムの独立性確保 等 	2025/2/5	2025/8/28	あり
SA/ DB 共通	制御室	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設外の状況把握、酸素濃度計の設置 重大事故等発生時の運転員の居住性確保 等 	2025/10/8		
	緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> 制御室との独立性、重大事故等対処に必要な要員の収容能力、活動拠点として必要な設備・資機材の設置、重大事故等発生時の要員の居住性確保 等 	2025/8/19	2025/11/11	あり
	有毒ガス防護	<ul style="list-style-type: none"> 有毒ガス発生時の運転員および緊急事態対策要員の防護 	2025/10/22		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 通常運転時、事故時等における放射線および気象条件の監視・測定・記録 発電所内外との通信連絡 等 	2025/7/29	2025/11/11	なし*

* : 未説明項目（指摘事項）あり, ** : 未説明項目あり

(10) プラントに関する主な審査項目 (4/4)

(2025年12月31日現在)

中部電力

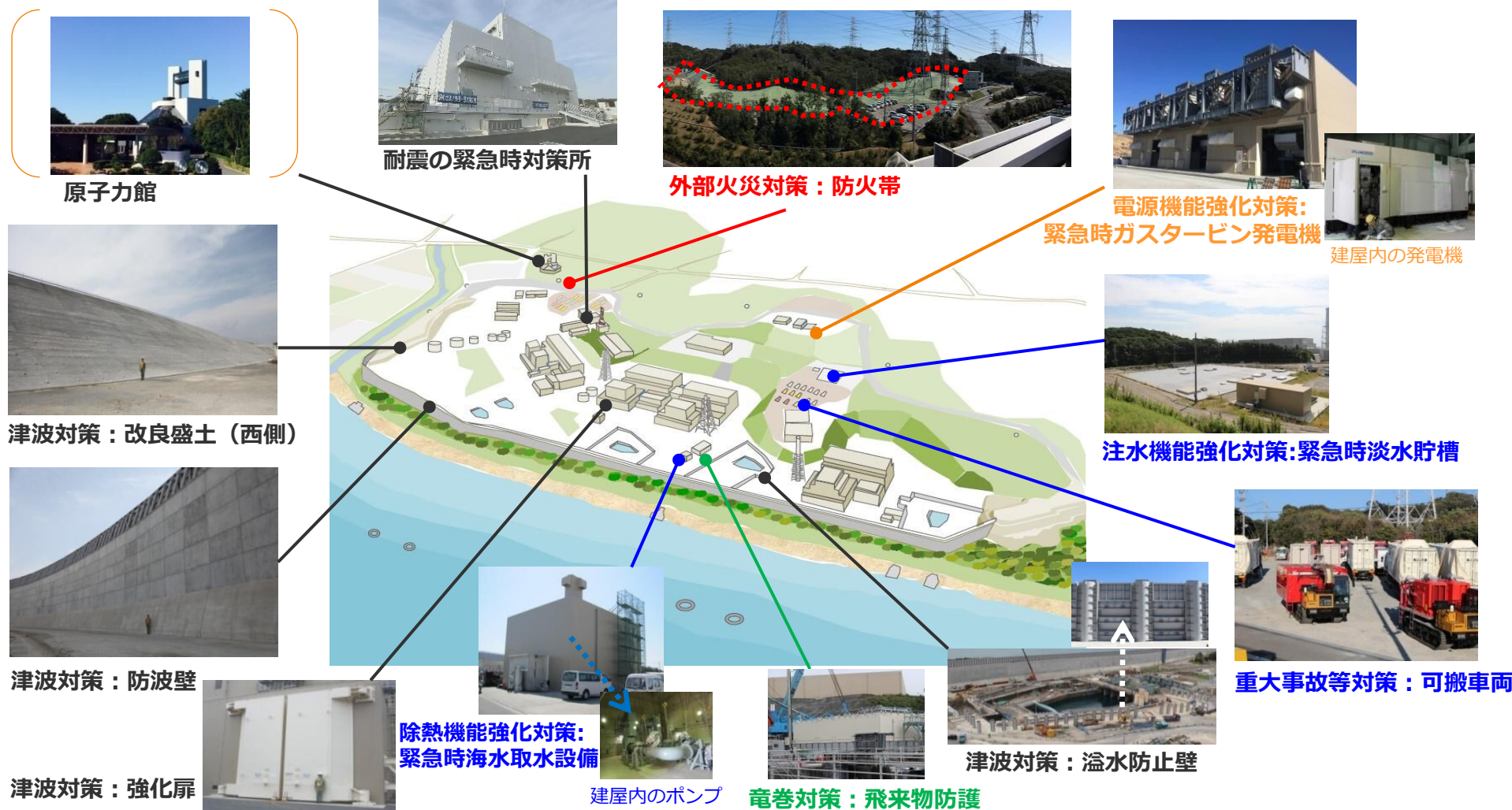
主な審査項目		説明開始	直近の審査会合	
			開催日	指摘事項
確率論的リスク評価		2025/1/9	2025/10/16	あり
シーケンス選定		2025/1/22	2025/10/16	あり
有効性評価	炉心損傷防止	2025/2/4	2025/10/16	あり
	格納容器破損防止	2025/8/8	2025/11/11	なし
	燃料損傷防止 (燃料プール)	2025/9/22	2025/11/11	なし
	燃料損傷防止 (停止中原子炉)	2025/9/22		
大規模損壊		2025/11/19		
共通事項		2025/10/15		
重大事故等対処設備 (SA設備)		2025/2/26	2025/11/11	あり
技術的能力(体制・手順)		2025/4/8	2025/11/11	なし*
原子炉建屋水素対策		2025/8/20	2025/11/11	あり
保管場所・アクセスルート		2025/9/10		

* : 未説明項目あり

03 安全性向上対策の状況

(1) 発電所の取り組み (設備)

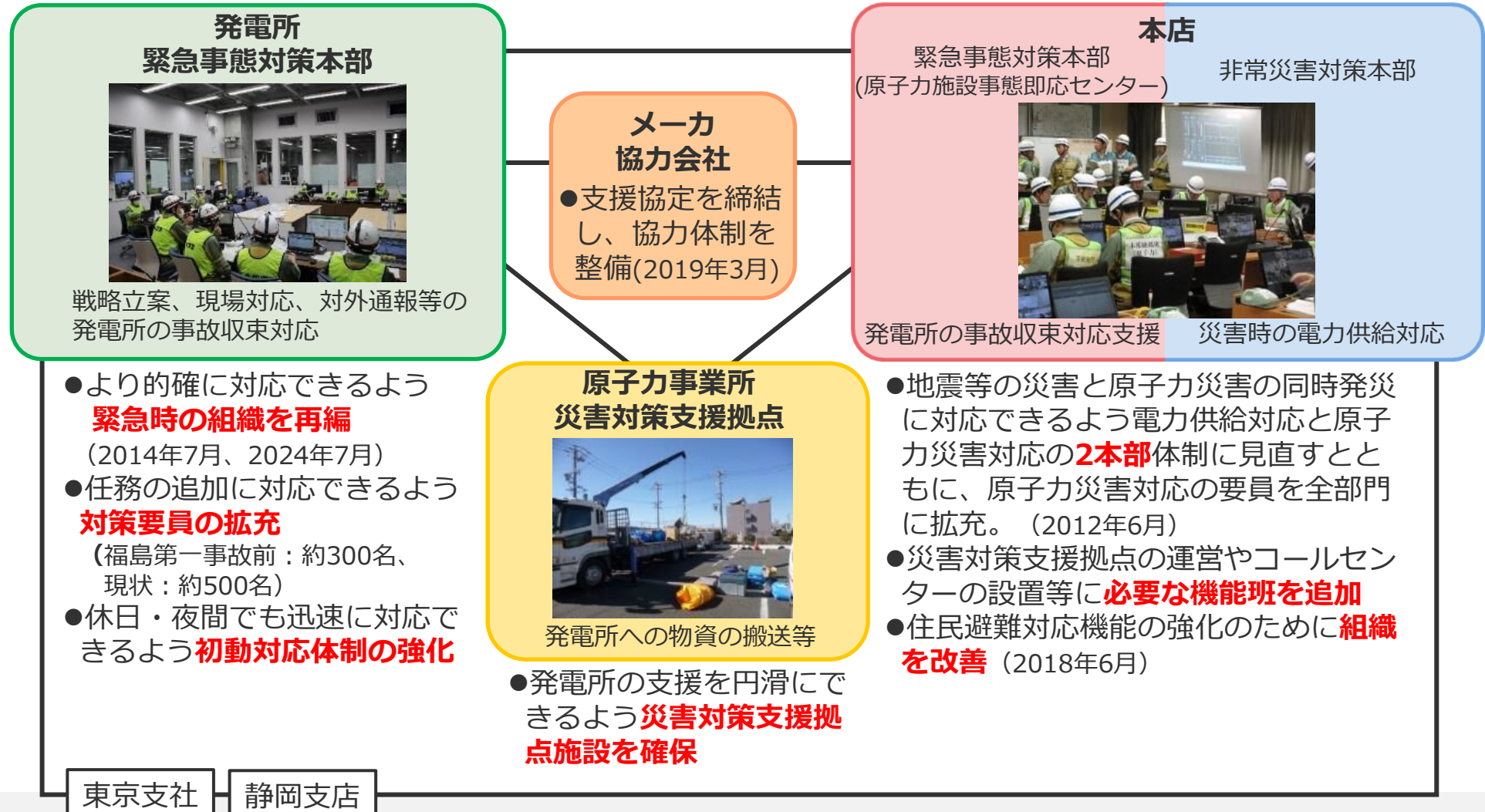
・敷地内の様々な箇所で対策工事を実施しています。



04 当社の防災対応

(1) 事故収束活動の体制・組織

●発電所で重大事故等が発生した場合、本店・発電所双方に対策本部を立ち上げる仕組みを構築しています。
 ●福島第一事故を踏まえ、各所で体制を見直しするとともに、メーカ・協力会社からの支援体制および災害対策支援拠点を整備することで事故収束活動の実効性を向上しました。



●よりの確に対応できるよう
緊急時の組織を再編
(2014年7月、2024年7月)

●任務の追加に対応できるよう
対策要員の拡充
(福島第一事故前：約300名、
現状：約500名)

●休日・夜間でも迅速に対応できるように**初動対応体制の強化**

●地震等の災害と原子力災害の同時発災に対応できるよう電力供給対応と原子力災害対応の**2本部**体制に見直しとともに、原子力災害対応の要員を全部門に拡充。(2012年6月)

●災害対策支援拠点の運営やコールセンターの設置等に**必要な機能班を追加**

●住民避難対応機能の強化のために**組織を改善** (2018年6月)

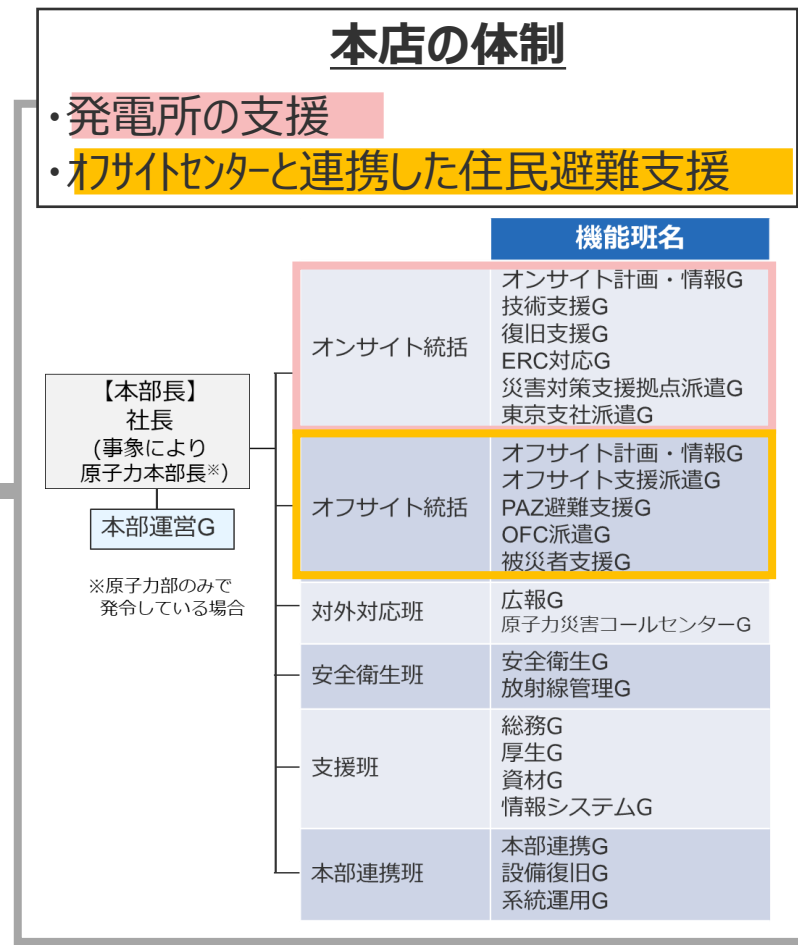
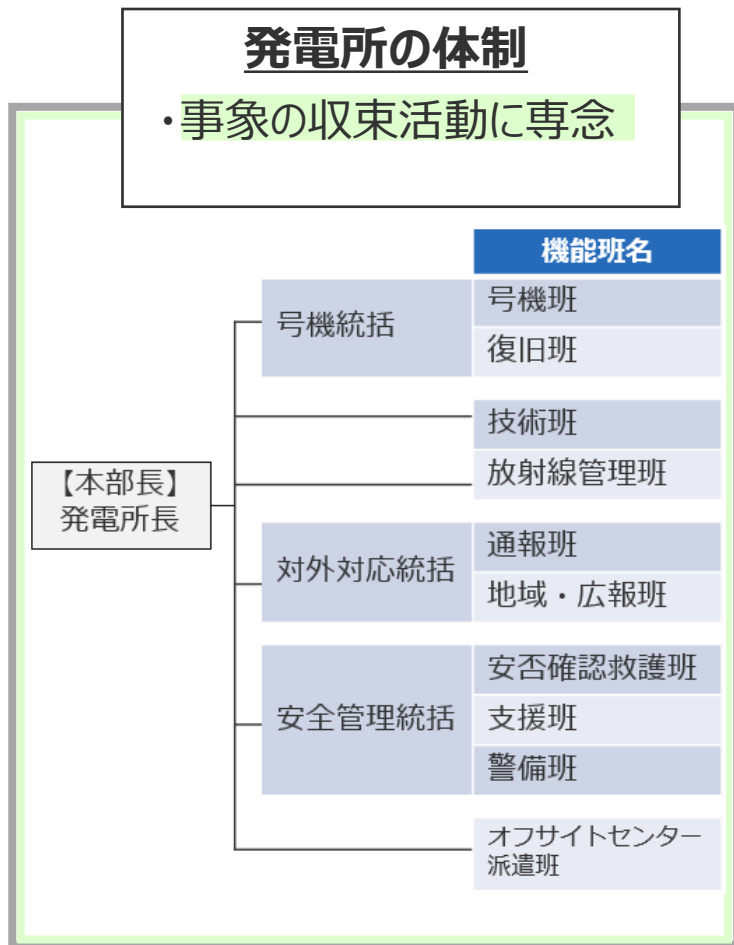
東京支社

静岡支店

(2) 発電所と本店の防災組織

災害等が発生した場合は、事象の進展または拡大を防止するため、発電所と本店に対策本部を設置し、緊急時対応に特化した組織を構築します。

事故・故障等
一般災害
地震災害
原子力災害 等



(3) 事故収束活動の取り組み (発電所教育訓練の取り組み状況)

- 災害対策組織の各要員の対応力を高めるため、訓練の中長期計画に基づき、年度毎の達成目標を定めて、改善に取り組んでいます。
- 適切な状況判断、正確迅速な任務遂行のため、役割に応じた教育・訓練を充実強化しています。

指揮者 (本部席、各機能班長、当直者等)

● 多様な事故・事象に対応できる能力を備えるため、教育・訓練を充実

- ・ 専門教育の実施による知識の向上
- ・ 習熟訓練 (シナリオ開示型訓練) の実施によって要員の対応能力・技術を習熟し、シナリオ非開示の訓練 (総合訓練) で有効性を確認
- ・ 不法な侵入 (テロリズム) 等に備え、テロ対策総合訓練等を実施



図上演習の様子

運転員

● 重大事故等シミュレータ訓練の充実

- ・ 重大事故発生時のプラント挙動を可視化する教育ツールを導入し、対応操作訓練を高度化
- ・ 外部専門家による教育の実施
- ・ シミュレータ訓練によって状況把握能力、中央制御室での運転操作能力を向上



運転員の重大事故対処訓練

現場要員

● 要素訓練の充実

福島第一事故前は総合訓練 (年2回程度) 時に実施していた要素訓練を充実 (2023年度実績: 295回/年)

- ・ 可搬型設備を用いた訓練を実施し緊急時対応能力を向上 (瓦礫撤去訓練、可搬型注水車訓練、可搬型電源車取扱訓練等)
- ・ 夜間訓練やタイベックスーツを着用した訓練など、実災害を模擬した高負荷な訓練も実施



可搬型注水設備操作訓練

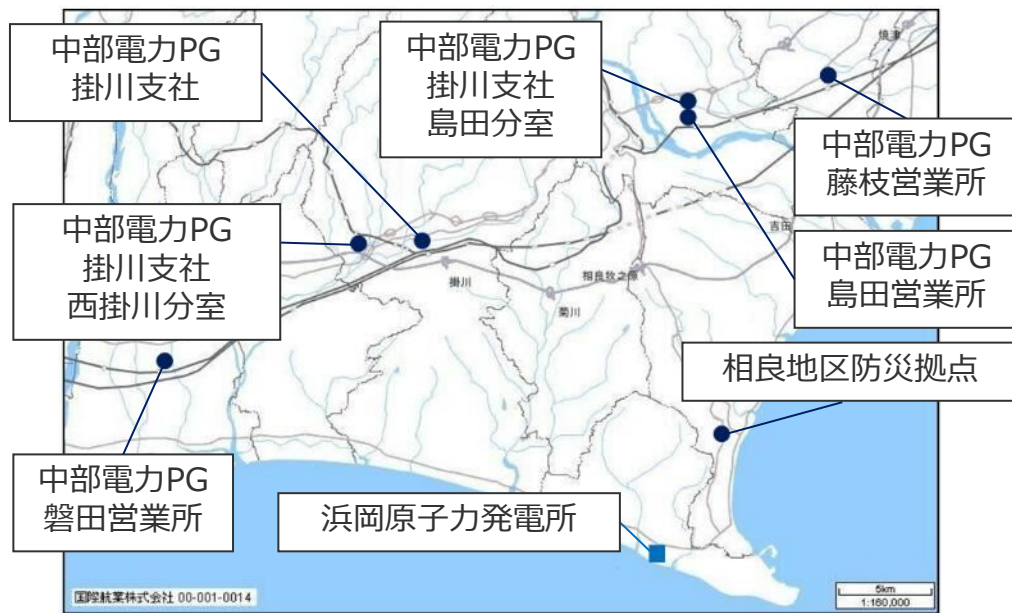


タイベックスーツを着用した夜間訓練 (窒素供給車両への電源接続)

(4) 事故収束活動の取り組み (原子力事業所災害対策支援拠点の整備)

- 原子力災害時の発電所支援の利便性等を考慮して、発電所に近い適切な位置に支援拠点候補施設を7箇所確保しています。
- 当社は、円滑・適切な災害対策支援拠点の設営・運営のため、必要な資機材の輸送や設営・手順の確認を行い、派遣要員の技能習得、習熟を図っています。

<災害対策支援拠点の候補地>



PG : パワーグリッド

<訓練の様子>



拠点設営



身体汚染検査の受付



表面汚染検査 (身体)



表面汚染検査 (車両)

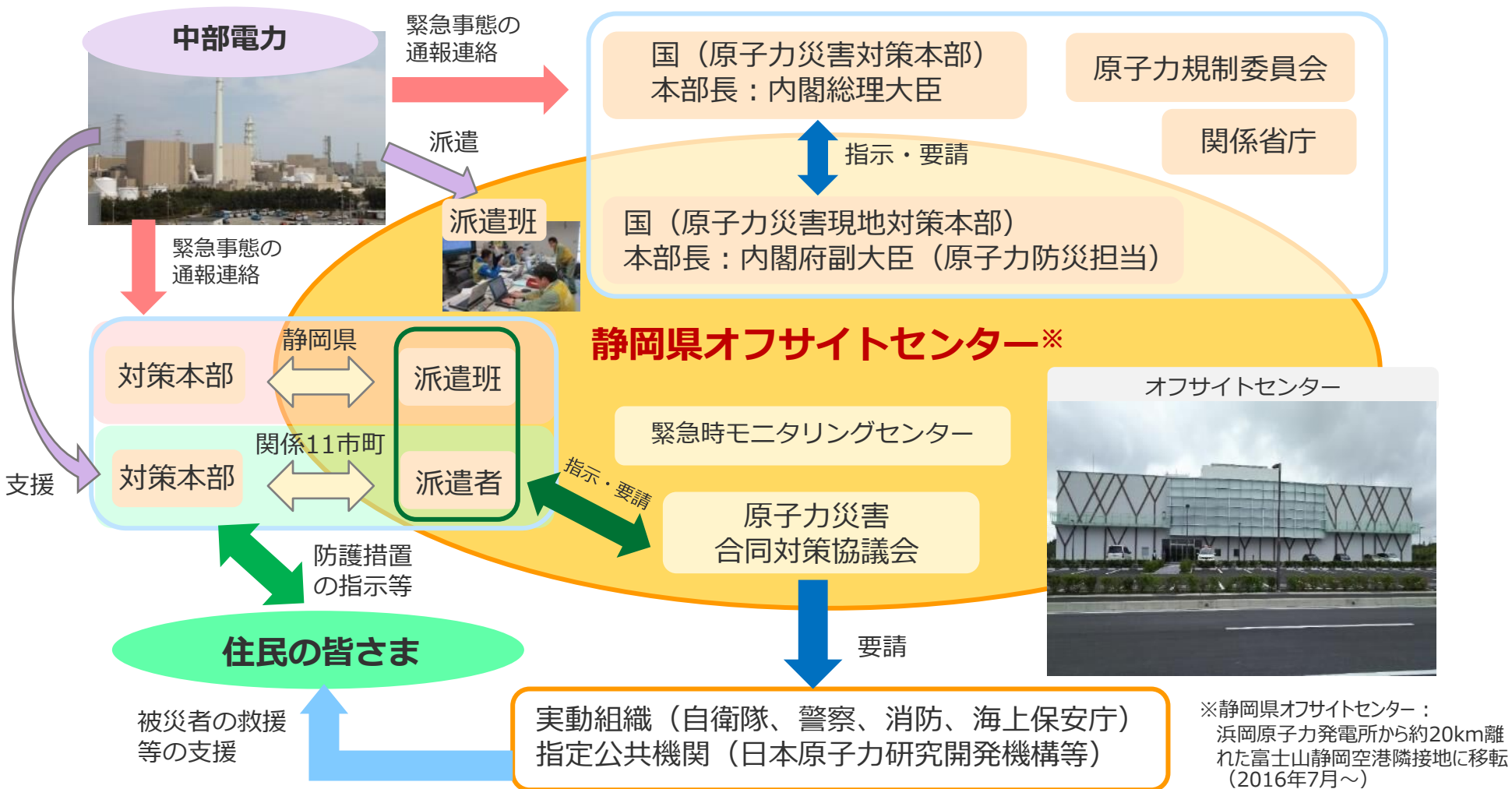
<支援拠点での業務>

- ①発電所への支援物資の調整・搬送および応援・交替作業員等の派遣
- ②要員の入退域管理および被ばく管理
- ③人、車両等の汚染検査や除染等の放射線管理 等

相良地区防災拠点
(2024年10月)

(5) 原子力事業者から国・自治体への通報連絡 (静岡県オフサイトセンター)

●当社からの通報連絡により立ち上がったオフサイトセンターへ要員を派遣すると共に、発電所の情報を当社より提供し、国や自治体、関係機関と連携して住民の皆さまへの対応にあたります。



※静岡県オフサイトセンター：
浜岡原子力発電所から約20km離れた富士山静岡空港隣接地に移転
(2016年7月～)

(6) 住民の皆さまの避難に係る訓練 (静岡県原子力防災訓練)

- 原子力災害対応の習熟および自治体等との連携について確認・検証することを目的として、静岡県原子力防災訓練に参加しています。

原子力災害合同対策協議会活動訓練



合同対策協議会全体会議の様子
(2025年1月 静岡県オフサイトセンター)

緊急時モニタリング訓練



緊急時モニタリングセンターの様子
(2025年1月 静岡県オフサイトセンター)

避難経由所運営訓練



運営の様子
(2025年2月 静岡県富士市)



プラントチームの様子
(2025年1月 静岡県オフサイトセンター)



電子線量計設置の様子
(2025年1月 静岡県掛川市)

原子力災害医療訓練



緊急搬送の様子
(2025年2月 浜岡原子力発電所)

(7) 住民の皆さまの避難に係る訓練 (避難退域時検査訓練)

- 2012年度以降、毎年、避難退域時検査への要員派遣に備え、全社社員を対象とした社内実技訓練を実施しています。
- 検査の流れがイメージできるよう、2024年度は新たにロールプレイ訓練を導入しました。



測定器操作



タイヤ部測定



ロールプレイ訓練

●原子力安全推進協会 (JANSI) と連携して、緊急時対応能力強化を図っています。

【TRMスキル向上訓練】

※ノンテクニカルスキル (non-technical skill) : 技術力(テクニカル)以外のリーダーシップやコミュニケーションに関する能力のこと。

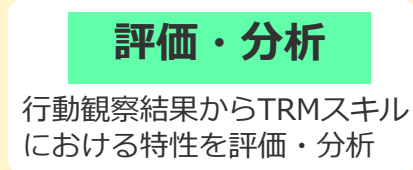
緊急時に必要なノンテクニカルスキル※の向上を目的として、指揮者および班員を対象にTRM(Team Resource Management)スキル向上訓練を実施



TRMスキルを強化する訓練の実施



総合訓練での活動をTRMスキルの視点で観察



※2017年よりTRMスキル向上訓練を開始し、2019年からJANSIと連携。

【リーダーシップ研修等各種研修への参加】

指揮者の能力として、姿勢 (資質、意識) の向上を目的として研修に参加

- ・発電所長研修 (年1回)
- ・危機管理研修 (年2回)
- ・発電所管理者研修 (年2回)
- ・原子炉主任技術者研修 (年1回)
- ・上級管理者研修 (年1回)
- ・原子力本部長研修 (年1回)
- ・社長研修 (年1回)

(9) 外部機関との連携 (実動省庁等との連携)

- 2017年度以降、原子力災害に備えた組織間の連携強化および災害応急活動を迅速・的確に実施できる体制の構築を目的として、順次、参加機関を増やしなが、地域の外部機関との連携訓練を実施しています。
- 2023年度に引き続き、御前崎海上保安署、御前崎市消防本部、菊川警察署、御前崎市、中部電力の5機関が連携し、訓練を実施しました。(2024年12月)

経緯

2017年度

2018年度

2019年度

2020年度以降

御前崎海上保安署
中部電力

御前崎市消防本部
御前崎海上保安署
中部電力

御前崎市
御前崎市消防本部
御前崎海上保安署
中部電力

菊川警察署
御前崎市
御前崎市消防本部
御前崎海上保安署
中部電力

・海上での緊急時
モニタリング

・救急車から
巡視船への搬送

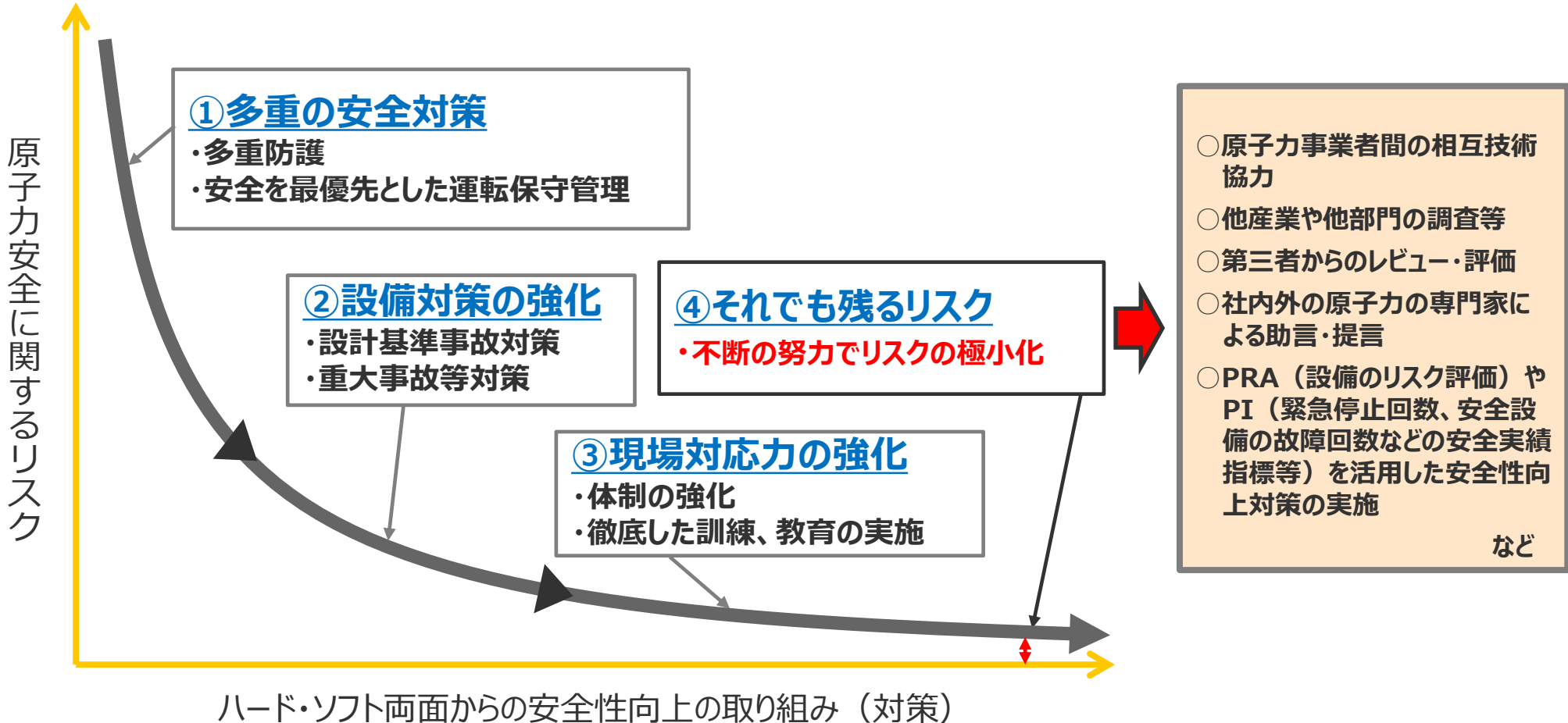
・要配慮者の避難誘導
および緊急搬送

・避難者（避難行動要支援者を含む）の緊急搬送
・放射性物質による汚染傷病者の緊急搬送
・市災害対策本部内におけるリエゾン間の情報伝達
・放射線、放射性物質取り扱いに関する実習

など



「設備対策」を徹底し、事故リスクを限りなく低減するとともに、それを扱うのは人であるという考えのもと「現場対応力の強化」にも全力で取り組んでいます。



(11) 当社の住民避難支援の取り組み

当社は御前崎市・牧之原市と「避難行動要支援者の安全確保に関する協定」を締結し、要配慮者のうち避難行動要支援者の安全確保に関して、相互に連携、協力を図ることとし、①避難行動要支援者の搬送支援、②放射線防護施設の設定支援を行います。また、住民の皆さまの避難支援のため、③避難退域時検査場所・避難経路所の運営支援を行います。

原子力
災害発生

警戒事態

- 情報の入手
- 避難準備

施設敷地
緊急事態
(オサイトセナ-設置)

避難
指示

【避難行動要支援者を含む要配慮者の皆さま】

【避難行動要支援者の方】

- 福祉車両で避難



放射線
防護施設



避難先
施設

① 避難行動要支援者
の搬送支援

【要配慮者全般の方】

- 自家用車で避難
(ご家族と避難可能な方)



② 放射線防護施設の設定支援

全面緊急
事態

避難
指示

- 自家用車で避難
(原則)



避難退域時
検査場所



避難
経路所



避難所



一時集合場所



避難先自治体

③ 避難退域時検査場所・避難経路所の運営支援

04 当社の防災対応

(12) ① 避難行動要支援者の搬送支援 / ② 放射線防護施設（エアシェルター）設営支援



避難行動要支援者の避難手段として福祉車両を福祉施設などに配備しています。また、避難行動要支援者搬送や放射線防護施設（エアシェルター）設営を迅速におこなえるよう、行政および関係機関との連携訓練などを定期的に継続して実施しています。

福祉車両の配備
御前崎市への配備台数：22台



避難行動要支援者搬送の
連携訓練

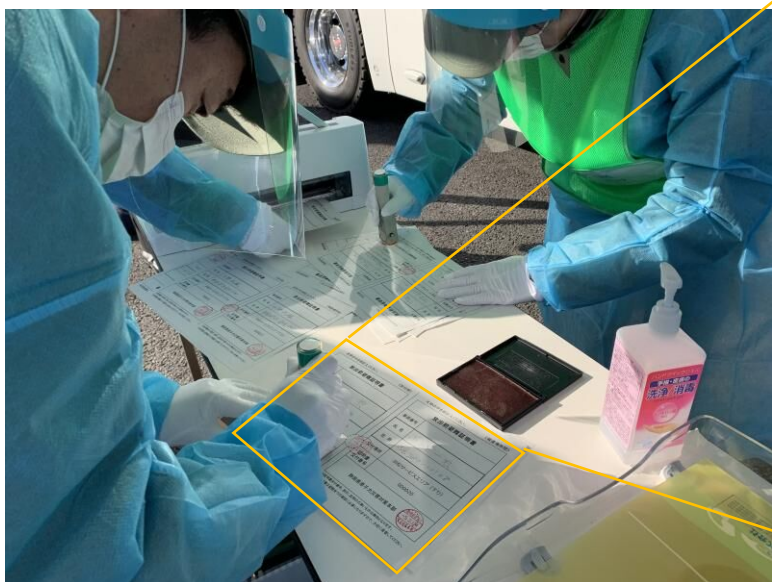


放射線防護施設（エアシェルター）
設営の連携訓練




(12) ③ 避難退域時検査場所・避難経由所の運営支援

住民の皆さまの避難退域時検査を迅速かつ確実に実施できるよう、2012年度以降、毎年、全社から社員を招集して社内訓練をおこなうとともに静岡県原子力防災訓練に参加しています。



放出前避難証明書の発行

太枠の中を御記入ください。 《交付用》

放出前避難証明書	
車両番号	
氏名	
住所	
交付場所	浜松サービスエリア（下り）
証明書 交付番号	000001
静岡県原子力災害対策本部 	

※証明書交付番号、割印、証明印の無いものは無効となります。
 ※証明書は避難先での確認に必要になりますので、大切に保管してください。

放出前避難証明書



避難経由所（避難先の案内）

(13) 原子力事業者間の支援体制 (体制の拡充)

- 福島第一事故を踏まえ、2014年10月より、原子力災害発生時の広域住民避難への対応として、協力事項に「住民避難支援」を明記し、緊急時モニタリングや避難退域時検査等に対応できるよう放射線測定要員等の派遣や資機材の提供を拡充しました。
- 2021年3月、住民避難をより円滑に実行するために要員の更なる拡充をしました。

締結者 12社

北海道電力(株)、東北電力(株)、東京電力HD(株)、中部電力(株)、北陸電力(株)、関西電力(株)、中国電力(株)、四国電力(株)、九州電力(株)、日本原子力発電(株)、電源開発(株)、日本原燃(株)

福島第一事故

2000年6月
事業者間協定を締結

- 要員数：44人
- 提供資機材：
 - ・GM管サーベイメータ
 - ・ダストサンプラ
 - ・モニタリングカー

- ・要員の増員
- ・提供資機材の充実
(放射線防護資機材の提供)

- 要員数：60人
- 提供資機材：
 - ・GM管サーベイメータ
 - ・ダストサンプラ
 - ・モニタリングカー
 - ・個人線量計
 - ・高線量対応防護服
 - ・全面マスク
 - ・タイベックスーツ
 - ・ゴム手袋 等

- ・住民避難支援明記
- ・要員、提供資機材の拡大
- ・原子力災害対策指針反映

- 要員数：300人
- 提供資機材：
 - ・GM管サーベイメータ
 - ・ダストサンプラ
 - ・モニタリングカー
 - ・個人線量計
 - ・高線量対応防護服
 - ・全面マスク
 - ・タイベックスーツ
 - ・ゴム手袋 等

- ・要員の更なる拡充

○要員数：3,000人

- 提供資機材：
 - ・GM管サーベイメータ
 - ・ダストサンプラ
 - ・モニタリングカー
 - ・個人線量計
 - ・高線量対応防護服
 - ・全面マスク
 - ・タイベックスーツ
 - ・ゴム手袋 等

2000年

2012年9月～

2014年10月～

2021年3月～

(14) 原子力事業者間の支援体制 (3社アライアンス)

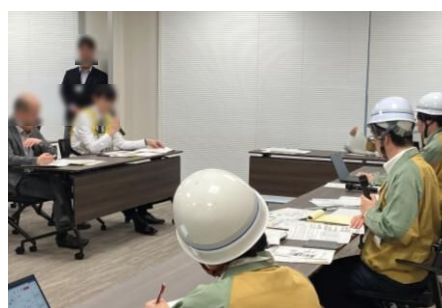
● 中部電力(株)、東京電力HD(株)および北陸電力(株)は、原子力安全向上にかかる相互技術協力協定の取り組みとして、原子力防災訓練へ相互参加し、連携強化を図っています。



防災訓練に技術者派遣
(中部電力 本店)
2025年2月



防災訓練に模擬記者役の派遣
(東京電力HD 本社)
2025年2月



防災訓練に模擬記者役の派遣
(中部電力 本店)
2025年2月



原子力規制庁模擬役派遣
(北陸電力 金沢電気ビル)
2025年1月



避難退域時検査訓練
(静岡県静岡市)
2025年2月



避難退域時検査訓練
(新潟県魚沼市)
2025年1月

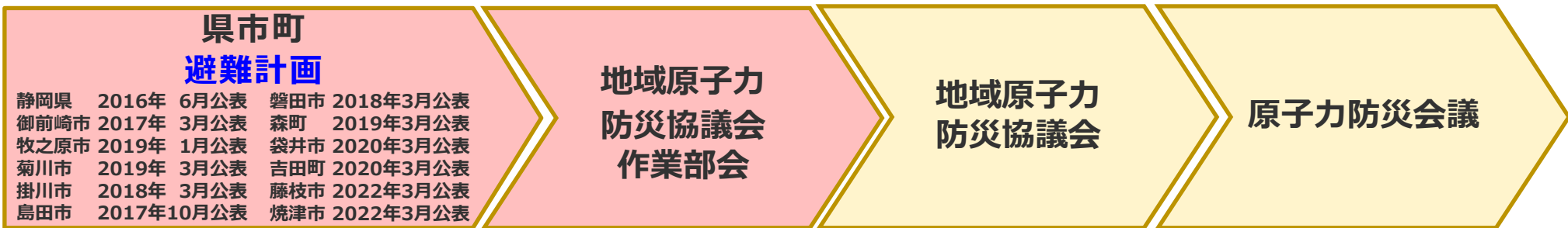


避難退域時検査訓練
(富山県氷見市)
2024年11月



要員派遣等に関する図上演習
(東京電力 本社)
2024年11月

(15) 浜岡地域の避難計画・緊急時対応



緊急時対応の取りまとめ（要配慮者への対応策 等）

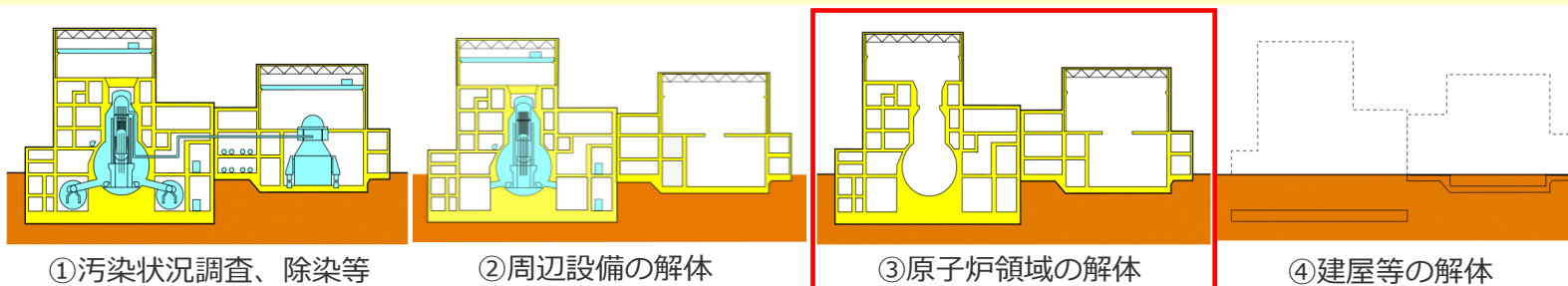
住民説明（避難方法、避難先 等）

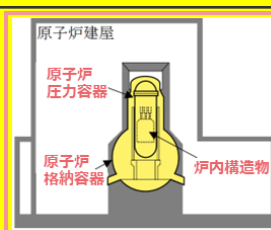


05 1・2号機 廃止措置の状況

(1) 第3段階の申請

1,2号機の廃止措置計画は、以下の4段階に分け、約34年という年月をかけて実施します。
2024年12月より第3段階に入り、2025年3月、国内初となる原子炉領域の解体に着手しました。

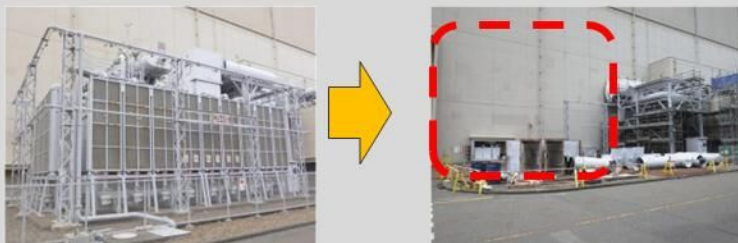


第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
解体工事準備着手	原子炉領域周辺設備 解体撤去着手	原子炉領域 解体撤去着手	建屋等 解体撤去着手
2009年度～	2015年度～	2024年度～	2036年度～
使用済燃料搬出完了（2014年2月） ▼ 新燃料搬出完了（2015年2月）			完了目標 (2042年度)
燃料搬出			
汚染状況の調査・検討			
系統除染			
放射線管理区域外の設備・機器の解体撤去			
	原子炉領域周辺設備解体撤去		
		原子炉領域解体撤去	
			建屋等解体撤去
放射性廃棄物の処理処分（運転中廃棄物又は解体廃棄物）			

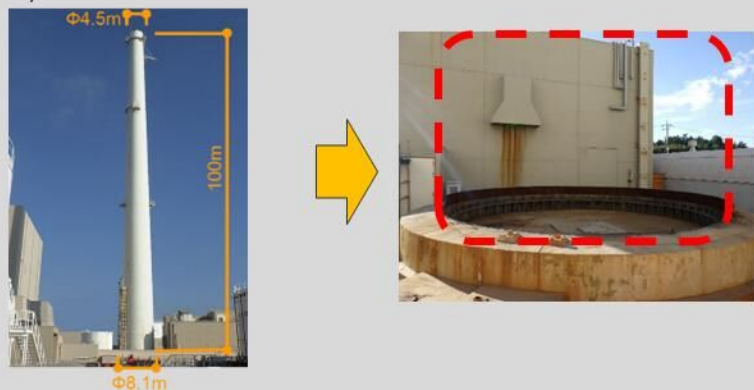
(2) 第2段階の解体撤去工事の現場状況

放射線管理区域外の設備・機器の解体撤去

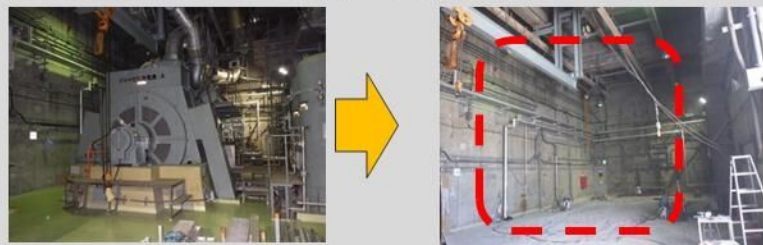
- 2号機主要変圧器解体 (屋外)



- 1,2号機共用排気筒 (屋外)

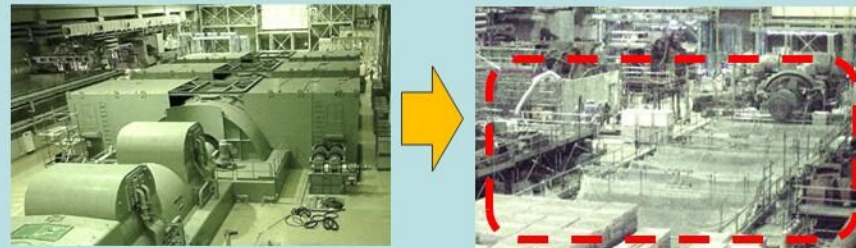


- 1号機非常用ディーゼル発電機解体 (原子炉建屋内)



放射線管理区域内の設備・機器の解体撤去

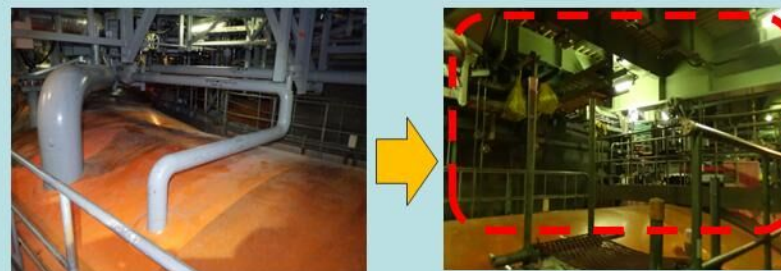
- 2号機主タービン・発電機解体 (タービン建屋内)



- 1号機格納容器上蓋 (原子炉建屋内)



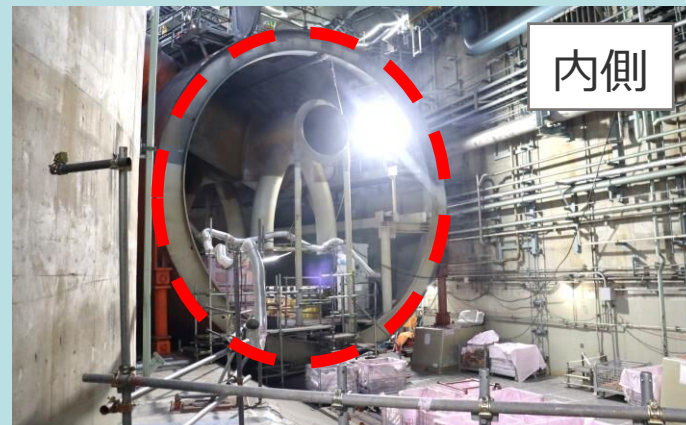
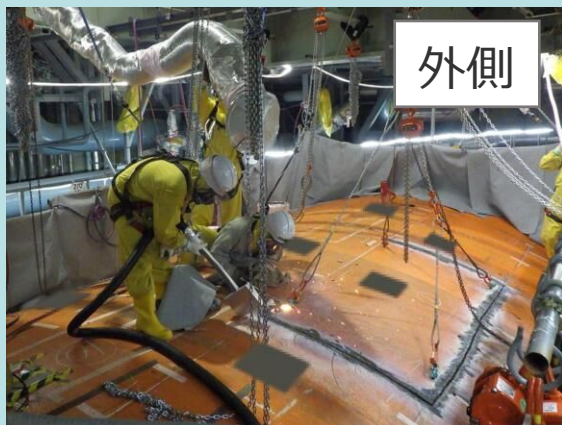
- 2号機サプレッションチェンバ上部の配管撤去 (原子炉建屋内)



(3) 2号機 サプレッション・チェンバ解体 (原子炉領域周辺設備)

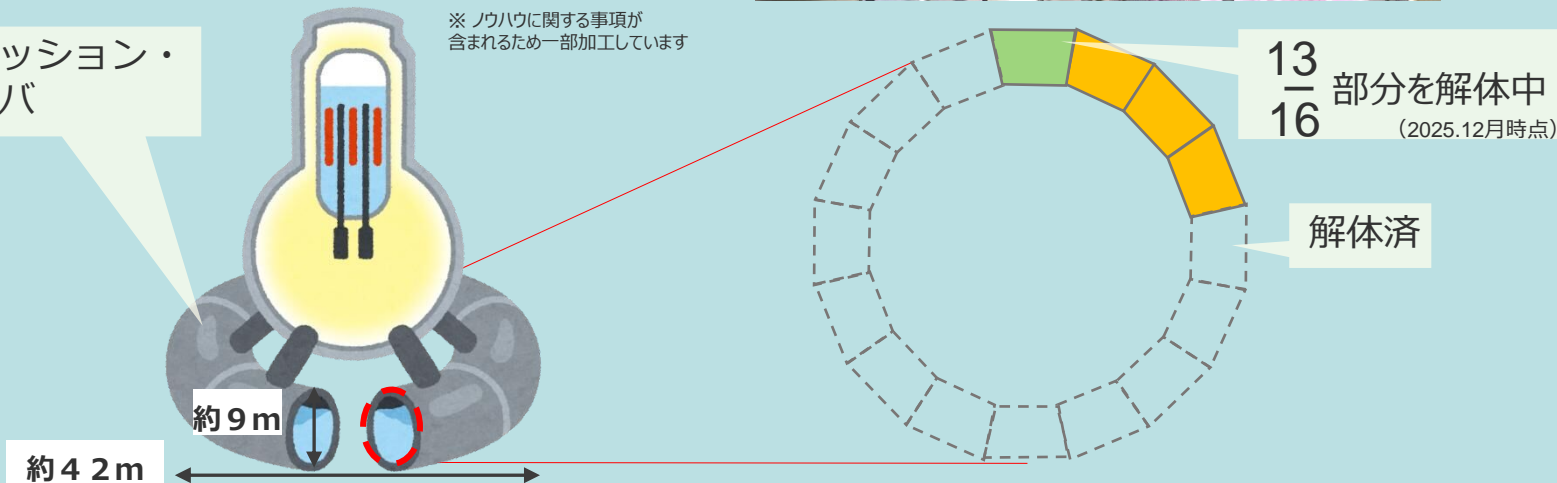
2024年3月より2号機サプレッション・チェンバの解体に着手しています。

2号機サプレッション・チェンバ撤去 (原子炉建屋内)



サプレッション・
チェンバ

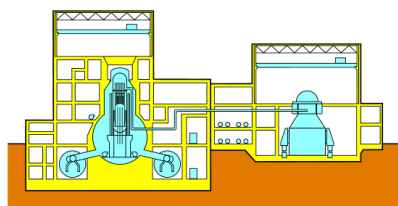
※ ノウハウに関する事項が
含まれるため一部加工しています



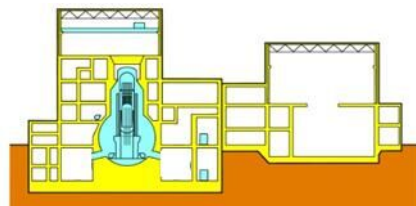
(4) 第3段階の解体対象設備

第3段階では、原子炉領域である炉内構造物や原子炉圧力容器等および原子炉領域周辺設備である原子炉格納容器を解体します。

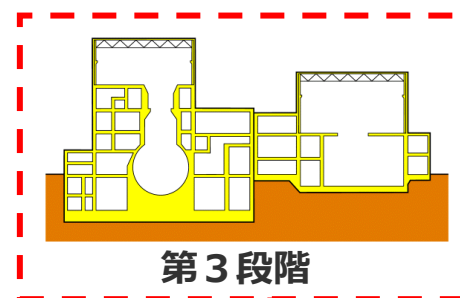
発生する廃棄物について廃棄先が決まるまでの間は**建屋内に安全に保管**していきます。



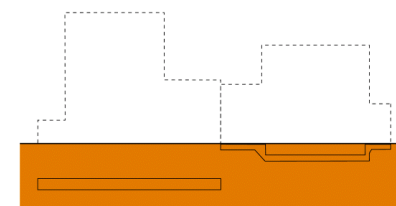
第1段階



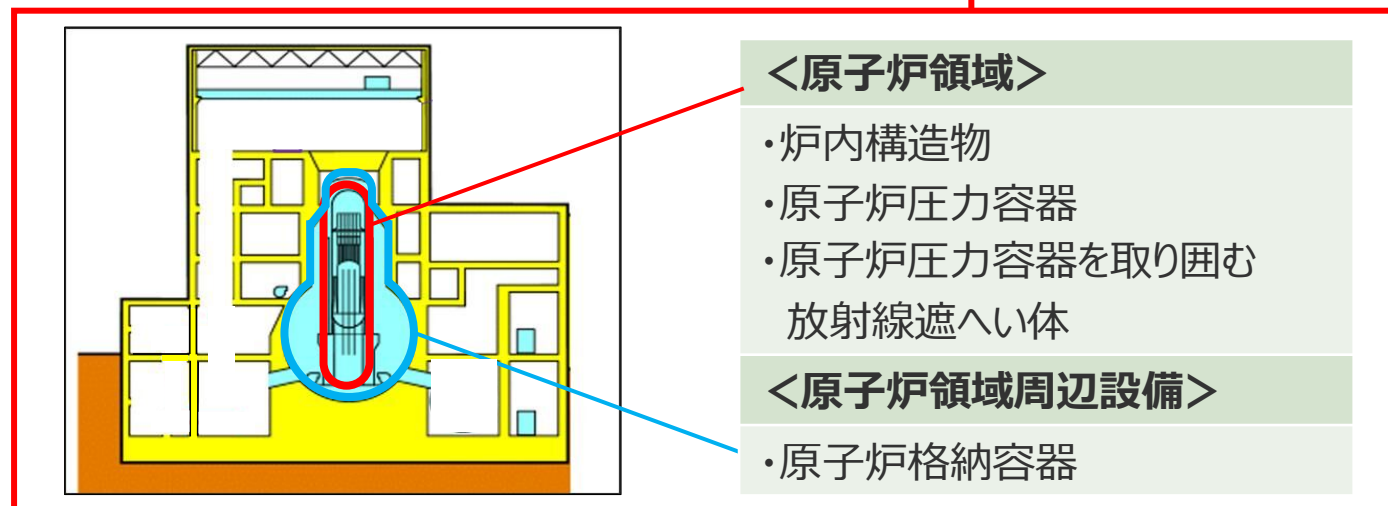
第2段階



第3段階



第4段階



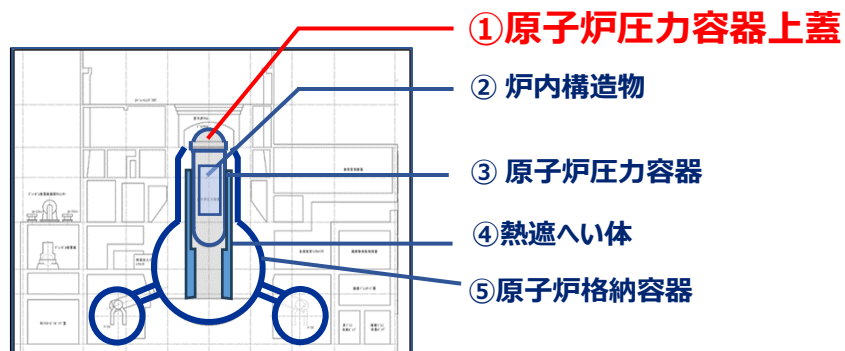
(5) 原子炉圧力容器上蓋の解体

(2号機)

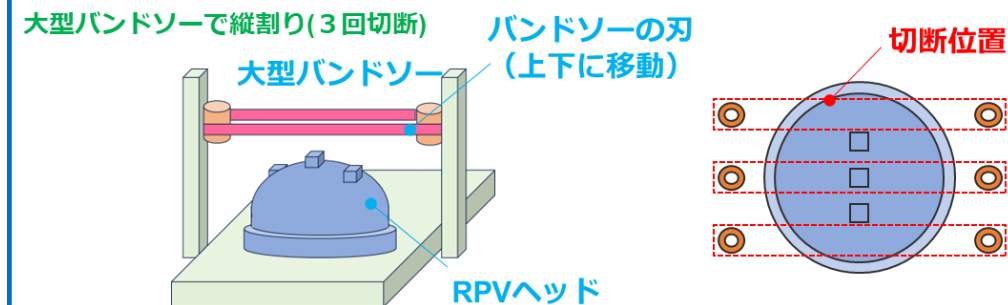
- 2025年 3月 17日 原子炉圧力容器上蓋を取り外し、第3段階に着手。
- 2025年 3月 27日 大型バンドソーで解体を開始。2025年6月3日に解体を完了。

(1号機)

- 2025年 10月 7日 原子炉圧力容器上蓋を取り外し、第3段階に着手。
- 2025年 11月25日 大型バンドソーで解体を開始。2026年2月上旬に完了見込み。



解体作業の流れ (1号機の場合)



1号機RPVヘッド(取外し前)



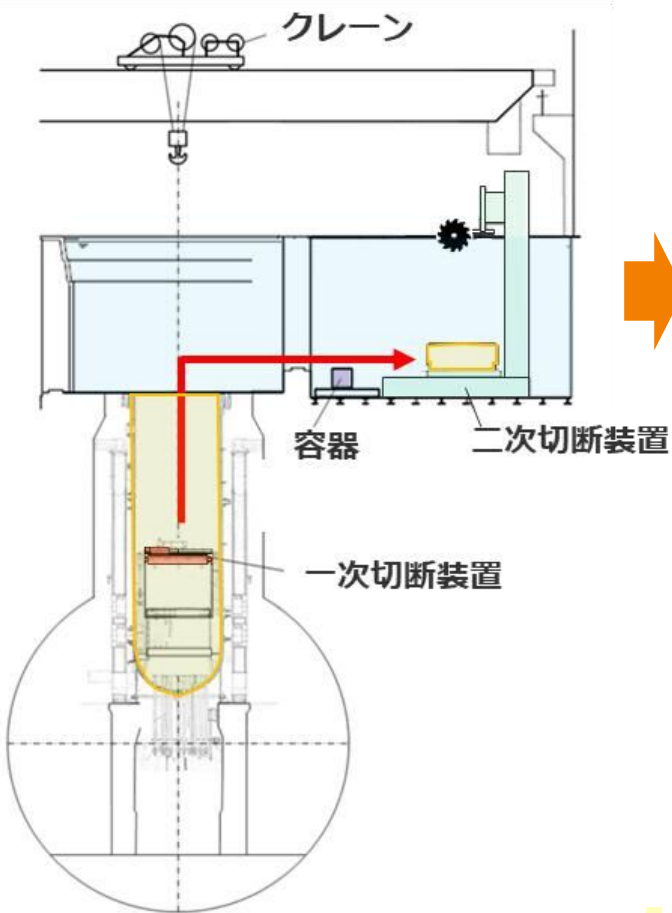
1号機RPVヘッド(取外し中)



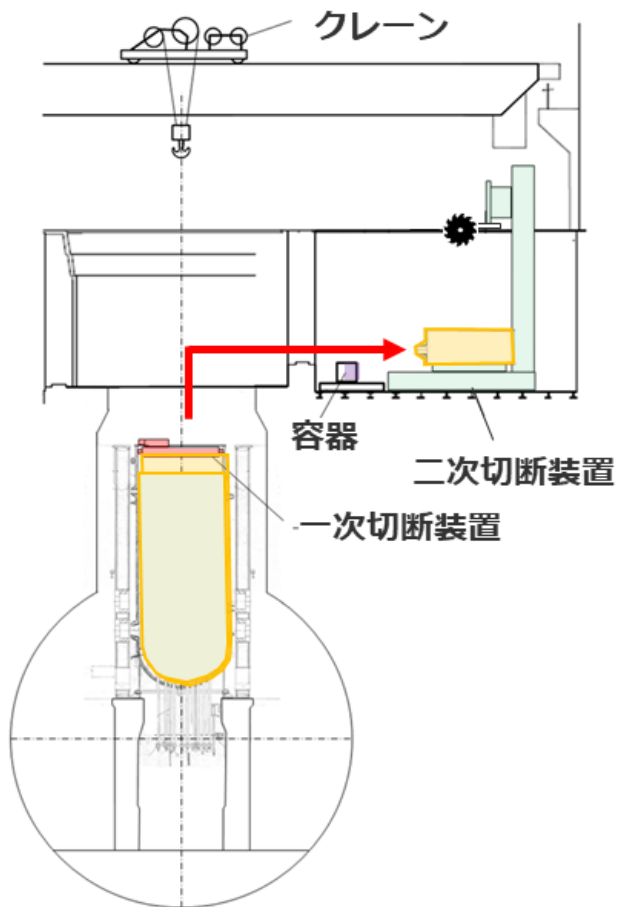
切断作業着手

(6) 原子炉領域の工事方法

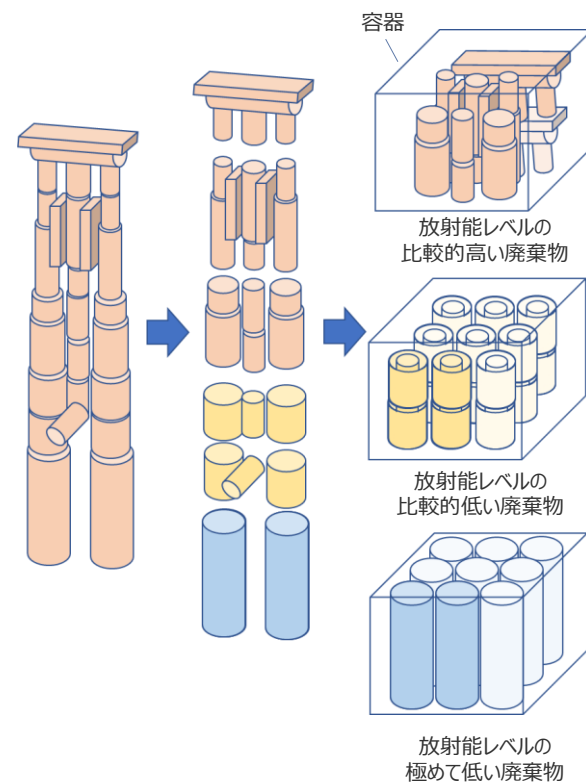
炉内構造物解体



原子炉圧力容器解体



放射能レベルに応じた切断・収納



例：炉内構造物 (ジェットポンプ※)の切断・収納

放射能レベルごとに切断します。
形状に応じ効率的に容器に収納し、廃棄体数を低減します。

※炉心内の燃料を冷却するため、原子炉の冷却水を炉心下部へ供給するポンプ

遠隔操作により水中で切断します。

上部の水を徐々に抜きながら、
空中で遠隔操作により切断します。

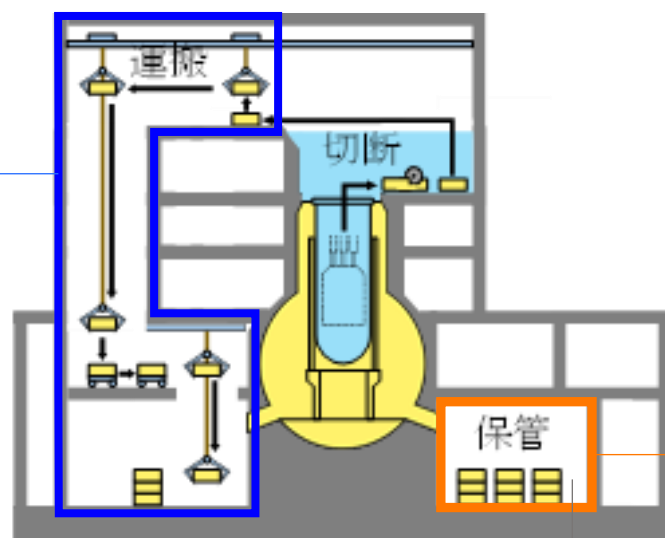
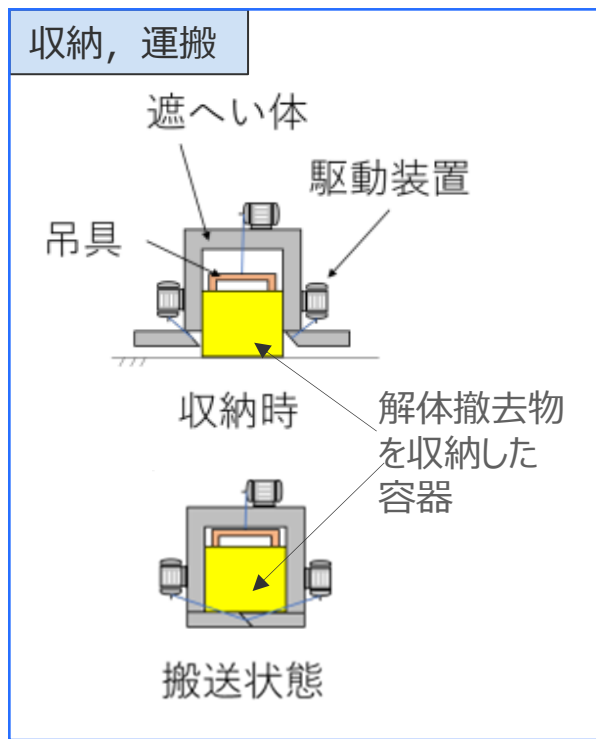
(7) 被ばく低減のための安全対策

放射能レベルが比較的高い炉内構造物は、遠隔操作での水中切断をおこない、水中で放射能レベルごとに容器に収納します。（前項で説明）

また、容器を運搬する際は、遮へい体で覆う等の放射線防護の措置を行い、廃棄先が決定するまで、耐震性が高く放射線遮へい効果もある原子炉建家の地下階で安全に保管します。

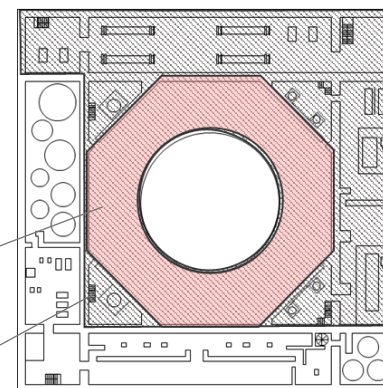
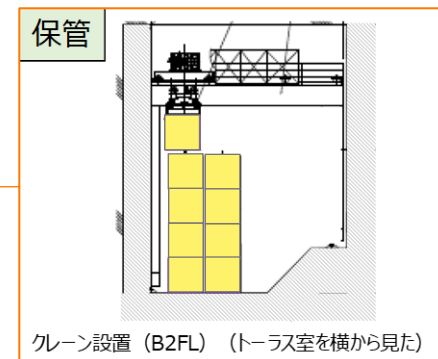
これらは低レベル放射性廃棄物として処分していきます。

〈解体撤去物の切断、運搬、保管のイメージ〉



放射能レベルの比較的高い
解体廃棄物まで保管する区域

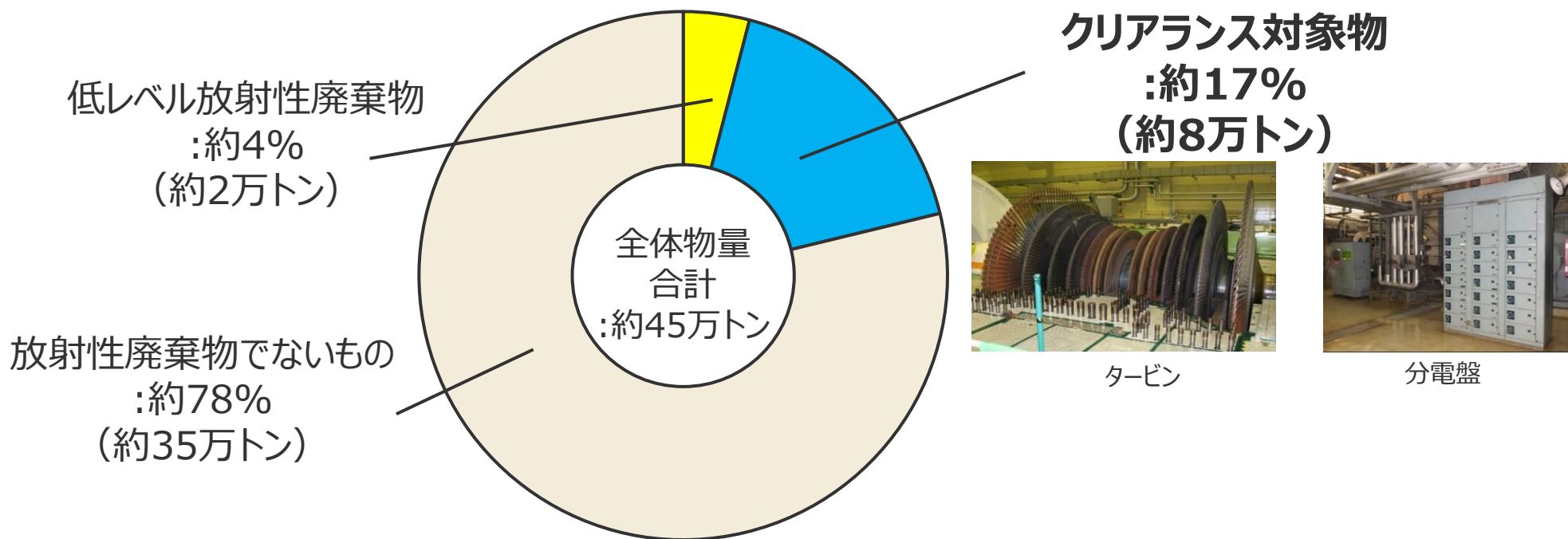
放射能レベルの極めて低い
解体廃棄物の保管区域



(例：1号炉 原子炉建家地下2階)

(8) 廃止措置で発生する解体撤去物について

- 1, 2号機廃止措置で発生する解体撤去物は合計約45万トン（予定）
- そのうち、約17%にあたる約8万トンがクリアランス対象物



端数処理のため%の合計値が100%になりません。

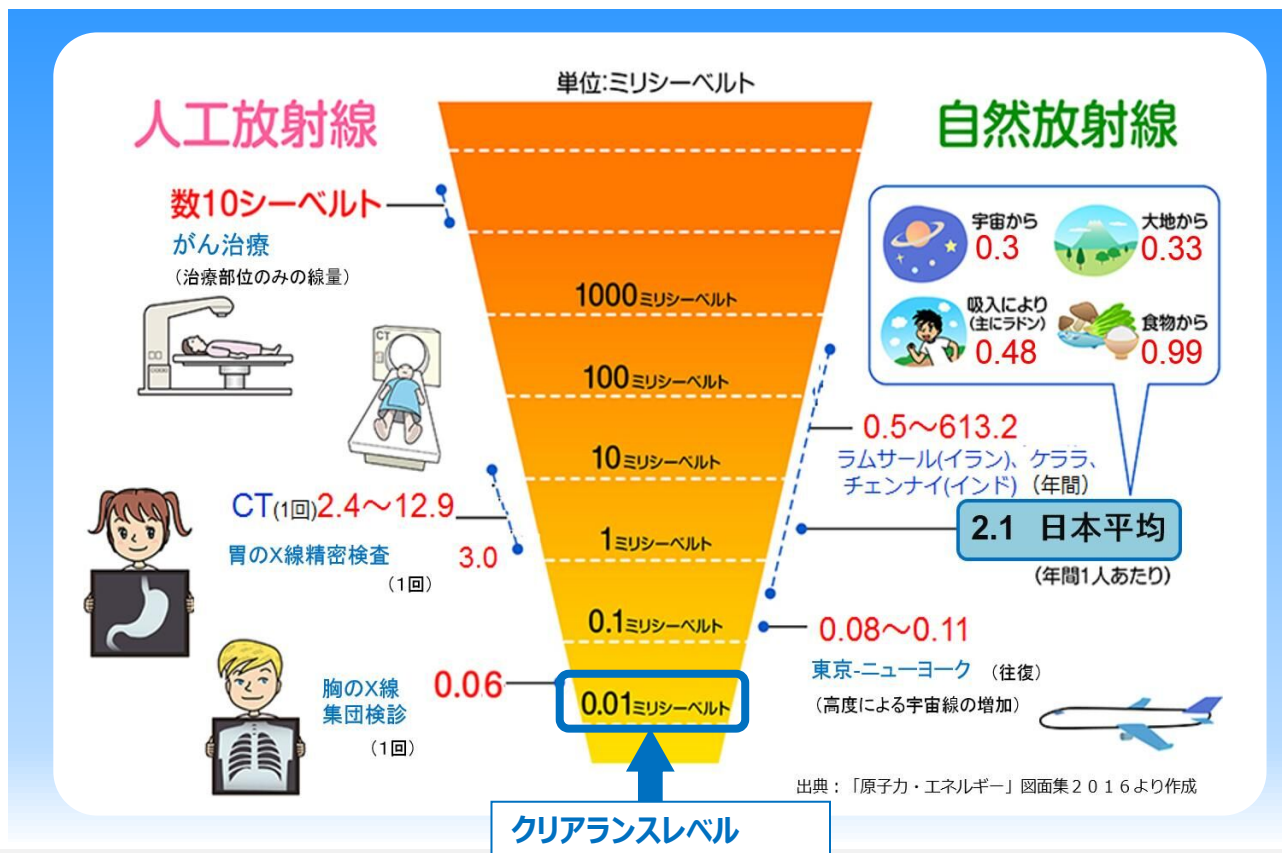
- 低レベル放射性廃棄物：炉内構造物、圧力容器、配管等
- クリアランス対象物（放射性廃棄物として取り扱う必要のないもの）：タービン、配管等
- 放射線廃棄物でないもの：建屋構造物

(9) クリアランス制度について

2005年5月に原子炉等規制法にクリアランス制度が整備されました。

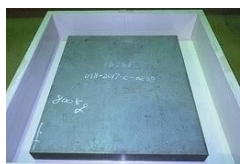
それにより、原子力発電所の放射線管理区域で発生した解体廃棄物のうち、放射性物質による汚染がきわめてわずかな※ものは、国の認定を受けることにより、放射性物質として扱う必要はなく、一般の廃材と同様に再利用することができるようになりました。

※ クリアランス対象物のさまざまな再利用、処分のケースを想定しそのうち最も線量が高くなるケースでも年間0.01mSv以下（自然放射線の100分の1以下）



(10) クリアランス物 (金属) の再利用

これまでに国の確認を得たクリアランス物 (金属) 約1,630トン の一部 (約140トン) を、
(株) 木村鋳造所 御前崎製作所にて側溝用の蓋などに加工し、発電所敷地内等で再利用しています。



① クリアランス物
(金属)



② 鋳造所へ搬入



③ マグネットで吊り
上げ溶解炉へ



④ 1,400～1,450度に
加熱して溶かす



⑤ 完成！！



⑥ 鋳物を取りだす



⑦ 鋳枠に溶かした鉄を
流し込む

(10) クリアランス物 (金属) の再利用

クリアランス物 (金属) の再利用については、浜岡原子力発電所に加え、グループ会社の施設へと対象を拡げています。

株式会社中部プラントサービス

本店 エントランス

紹介パネルおよびグレーチング設置
(2023年12月)



中部電力 パワーグリッド株式会社

駿遠変電所

本館前の道路脇側
溝に102枚を設置
(2023年12月)



中部電力 パワーグリッド株式会社

東清水変電所

本館西の道路脇側
溝に108枚を設置
(2023年12月)



株式会社テクノ中部

本店 エントランス

紹介パネルおよびグレーチング設置
(2023年12月)



浜岡原子力発電所

2022年5月より
再利用を開始、
3771枚を設置



(10) クリアランス物（金属）の再利用

クリアランス物（金属）の再利用は、浜岡原子力発電所に加えてさまざまな施設にも拡げておこなっています。

- ・市制20周年を記念し、御前崎市のマスコットキャラクター「なみまる」と「ふうちゃん」の車止めを(株)木村鋳造所と共同で寄贈（2024年12月）。
- ・クリアランス制度の理解促進の一環として、作品を通じて社会との連携に取り組む常葉大学造形学部の磯崎ゼミとコラボし作品を製作(2024年12月)。



御前崎市立図書館アスパル入口



浜岡原子力館1階エントランスで展示中

06 トピックス

- (1) 2026年1月5日プレスリリース
「浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案について」
- (2) 2025年12月24日プレスリリース
「経済産業大臣からの電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収への報告」



中部電力

浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査 における基準地震動策定に係る不適切事案について

2026年1月5日

浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における 基準地震動策定に係る不適切事案について



現在、浜岡原子力発電所3号機・4号機について、原子力規制委員会による新規制基準適合性審査を受けております。

昨年5月から原子力規制庁による当社の基準地震動の策定に関する調査への対応を行ってきたところ、浜岡原子力発電所の地震動評価における代表波選定が、審査会合での当社による説明内容と異なる方法や意図的な方法で実施されていた疑いがあることが確認されました。

審査に重大な影響を及ぼすおそれがあるとともに、地域の皆さまをはじめとするステークホルダーの皆さまからの当社原子力事業に対する信頼を失墜させ、同事業の根幹を揺るがしかねない事案であると極めて深刻に受け止めております。

1月5日、本事案について透明性・公正性を確保して事実関係および原因の調査、再発防止策の検討等を行うため、当社から独立した外部専門家のみで構成される委員会（以下「第三者委員会」）を設置することを取締役会で決議いたしました。今後、第三者委員会による調査に全面的に協力してまいります。また、監督官庁および原子力規制委員会のご指示、ご指導に基づき、適切に対応してまいります。

(1) 審査会合での説明内容 (p59)

2019年1月の審査会合において、基準地震動の策定にあたり、「統計的グリーン関数法※」を用いた地震動の評価について、計算条件の異なる「20組の地震動」を計算し、それらの「平均に最も近い波を代表波」として選定する方法を用いる旨を説明していました。

※ 統計的グリーン関数法とは、小地震の地震動を用いて、大地震の地震動を計算する方法の一つであり、小地震の地震動を多数の地震観測記録から統計的に把握されている地震の特性に基づいて作成し、地震動を計算するものです。

小地震の地震動を用いて、大地震の地震動を計算するにあたっては、特定の計算条件で実際には生じえない地震動が計算されることがあるため、計算条件の異なる複数の地震動を計算し、その中から代表波として選定する方法が用いられています。

(2) 実際に実施されていた方法 (p60)

2018年以前から、「20組の地震動とその代表波」のセットを一つではなく多数作成し、その中から当社が「一つのセットの代表波」を選定していました（方法①）。

また、2018年頃以降、意図的に「平均に最も近い波ではないものを代表波」として選定したうえで、当該代表波が20組の平均に最も近くなるように、残りの19組を選定し、「20組の地震動とその代表波」のセットを作成していました（方法②）。

(1) 委員会の構成

委員長	たかしま のりみつ 高嶋 智光	弁護士（T & K 法律事務所）
委員	かどたに なおき 角谷 直紀	弁護士（T & K 法律事務所）
委員	もりかわ ひさのり 森川 久範	弁護士（T M I 総合法律事務所）

上記各委員とも当社との間に利害関係はなく、第三者委員会の独立性・中立性が阻害される要因はございません。当社としても、第三者委員会による調査の独立性・中立性および実効性が確実に担保されるよう、当該調査に全面的に協力してまいります。

また、第三者委員会では、地震動関係の専門家・有識者をアドバイザーとして起用する予定です。

(2) 委嘱事項の概要

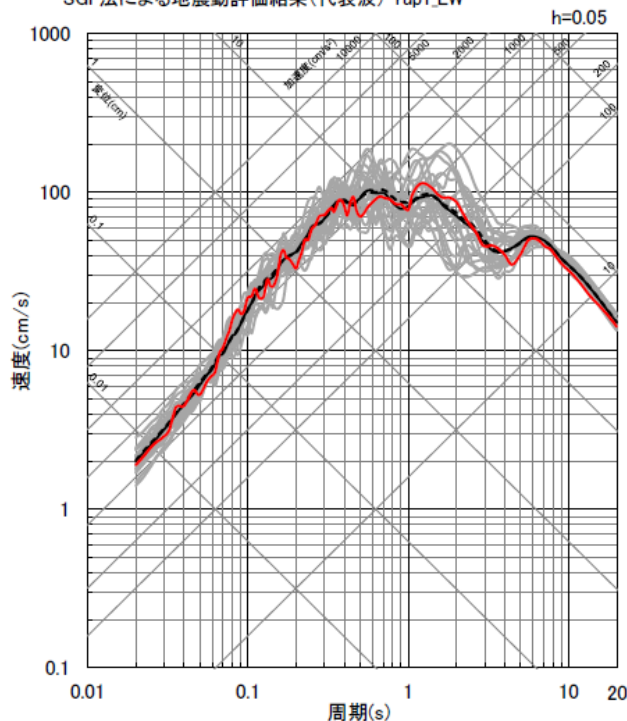
- ・本事案に係る事実関係の調査・認定、それに基づく評価・原因分析、再発防止策の提言
- ・その他、調査が必要と認められた事項

審査会合での説明内容 (2019.1.18審査会合資料より抜粋)

- 統計的グリーン関数法による地震動評価では、乱数を変えた20組*の波形合成を行い、減衰定数5%の擬似速度応答スペクトル20組の平均値との残差 (NS、EW、UDの合計) が最小となるものを代表波として選定する。
- 例として、御前崎海脚西部の断層帯による地震 (基本震源モデル) 及びA-17断層による地震 (基本震源モデル) の選定について、下図に示す。

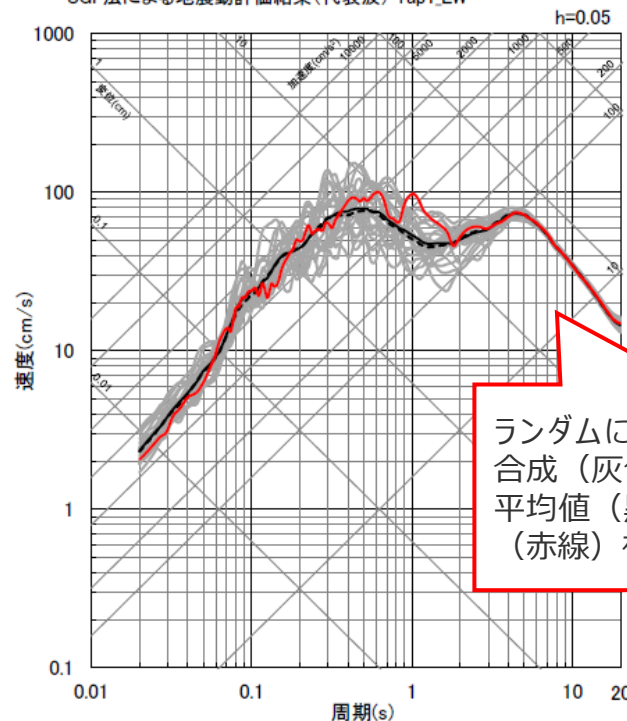
※ 乱数を20組とした場合と50組とした場合で、平均応答スペクトルが同程度であることを確認。

- SGF法による地震動評価結果 (20波) →rup1_EW
- SGF法による地震動評価結果 (平均応答スペクトル (20波)) →rup1_EW
- - - SGF法による地震動評価結果 (平均応答スペクトル (50波)) →rup1_EW
- SGF法による地震動評価結果 (代表波) →rup1_EW



(御前崎海脚西部の断層帯による地震 (基本震源モデル))

- SGF法による地震動評価結果 (20波) →rup1_EW
- SGF法による地震動評価結果 (平均応答スペクトル (20波)) →rup1_EW
- - - SGF法による地震動評価結果 (平均応答スペクトル (50波)) →rup1_EW
- SGF法による地震動評価結果 (代表波) →rup1_EW



(A-17断層による地震 (基本震源モデル))

<統計的グリーン関数法による地震動評価の代表波の選定の例>

ランダムに作成された20組の波形合成 (灰色線19本+赤線1本) の平均値 (黒線) との残差最小のもの (赤線) を代表波として選定する。

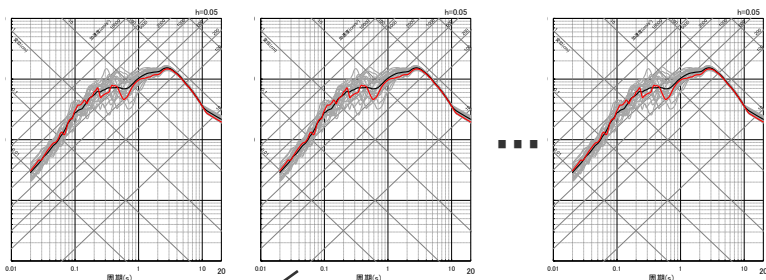
実際に実施されていた方法（概要）

＜方法①＞ 「20組の地震動とその代表波」のセットを一つではなく多数作成し、その中から当社が「一つのセットの代表波」を選定していた

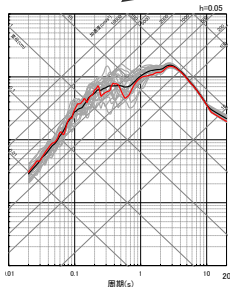
＜方法②＞ 意図的に「平均に最も近い波ではないものを代表波」として選定したうえで、当該代表波が20組の平均に最も近くなるように、残りの19組を選定し、「20組の地震動とその代表波」のセットを作成していた

＜方法①（概要図）＞

(1) 20組の地震動のセットを多数作成（例：100セット）



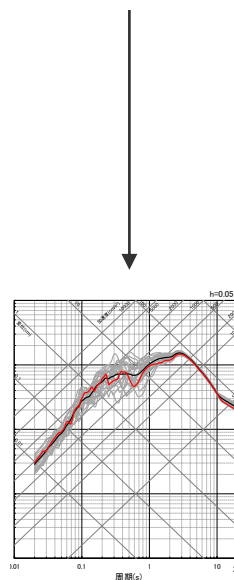
(2) 上記多数セットの中から当社が1セットを選び、当該セットにおける平均値との残差が最小のものを代表波として選定



⇒ 審査会合で代表波を提示

＜方法②（概要図）＞

(1) 多数の地震動（例：数千組）を作成し、その中から当社が代表波（下図赤線）を意図的に選定



(2) 当社が選定した代表波が20組の平均に最も近いものとなるように、残りの19組の地震動（下図灰色線）を選定し、20組のセットを作成

⇒ 審査会合で代表波を提示

判明までの経緯

時期	出来事・当社の対応
2018年以前から (時期不明)	「20組の地震動とその代表波」のセットを一つではなく多数作成し、その中から当社が「一つのセットの代表波」を選定【方法①】
2018年頃以降	意図的に「平均に最も近い波ではないものを代表波」として選定したうえで、当該代表波が20組の平均に最も近くなるように、残りの19組を選定し、「20組の地震動とその代表波」のセットを作成【方法②】
2019年1月	NRA審査会合において、基準地震動の策定にあたり、「統計的グリーン関数法」を用いた地震動の評価について、計算条件の異なる「20組の地震動」を計算し、それらの平均に最も近い波を代表波として選定する方法を用いる旨を説明したが、実際には【方法①・②】が行われていた
2023年9月	NRA審査会合（基準地震動確定）
2025年5月～10月	原子力規制庁から当社の基準地震動の策定に関する調査連絡を受け、原子力規制庁との面談で、基準地震動に関し、断層モデル法に基づく計算方法等について説明を実施。 10月に、原子力規制庁から、当社の委託先が作成した報告書等のエビデンス資料の提示要請
2025年12月	【方法①・②】が行われていたことが判明し、社内調査を開始するとともに、原子力規制庁へ報告

<参考> 浜岡原子力発電所の基準地震動の策定フロー

- 敷地の地震動に影響が大きい地震はプレート間地震であり、内閣府(2012)による南海トラフの最大クラスのプレート間地震の断層モデルを考慮して地震動評価を行い基準地震動を策定。
- 2009年駿河湾の地震において5号機周辺で見られた地震動の顕著な増幅を考慮した基準地震動も策定。

敷地ごとに震源を特定して策定する地震動

検討用地震

プレート間地震

- 内閣府(2012)による南海トラフで想定される最大クラスの地震 (Mw9.0)

増幅なし：63ケース
増幅あり：24ケース

内陸地殻内地震

- 御前崎海脚西部の断層帯による地震 (M7.4)
- A-17断層による地震 (M7.2)

増幅なし：41ケース
増幅あり：20ケース

海洋プレート内地震

- 敷地下方の想定スラブ内地震 (M7.0)
- 御前崎沖の想定沈み込む海洋プレート内地震 (M7.4)

増幅なし：58ケース
増幅あり：19ケース

計：225ケース

地震動評価 (地震動の顕著な増幅を考慮した地震動評価も実施)

応答スペクトルに基づく手法

断層モデルを用いた手法

震源を特定せず策定する地震動

- 標準応答スペクトル
- 2004年北海道留萌支庁南部の地震の基盤地震動

基準地震動

(地震動の顕著な増幅を考慮した基準地震動も策定※)

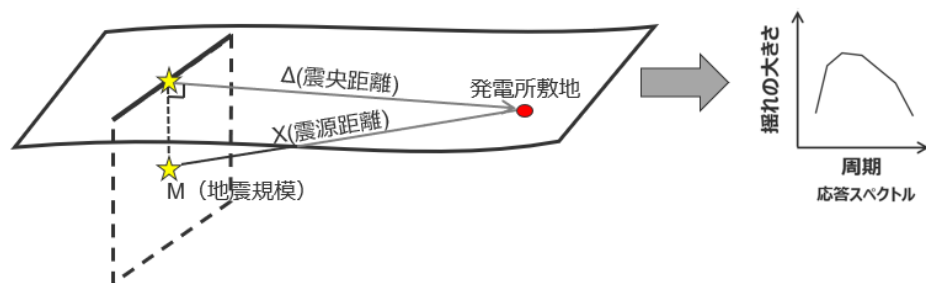
※ 地震動の顕著な増幅が見られない1～4号機周辺で用いる基準地震動をSs1、地震動の顕著な増幅が見られる5号機周辺で用いる基準地震動をSs2として策定

<参考> 地震動評価の手法

応答スペクトルに基づく手法

- 地震観測記録に基づく経験式により、地震規模と震源距離から、評価地点における**地震動の応答スペクトル**を評価。
- 浜岡原子力発電所の地震動評価では、岩盤における観測記録に基づき提案された式で、解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動の応答スペクトルを評価することができるNoda et al.(2002)の方法を採用。

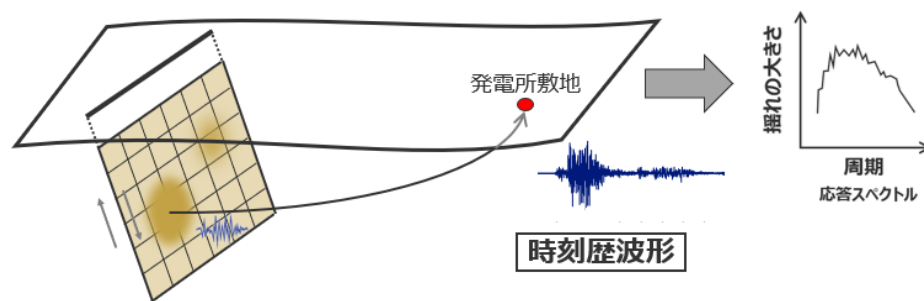
<応答スペクトルに基づく手法による地震動評価>



断層モデルを用いた手法

- 震源断層モデルを用いて、断層の破壊過程を考慮し、評価地点の**地震動の時刻歴波形**を評価。応答スペクトルは、時刻歴波形から算定。
- 浜岡原子力発電所の地震動評価では、地下構造モデルの妥当性を確認した**統計的グリーン関数法（短周期領域）**と波数積分法（長周期領域）によるハイブリッド合成法を採用。

<断層モデルを用いた手法による地震動評価>



<参考> 高嶋委員長経歴

1986年3月	東京大学経済学部卒業
1989年	検事任官（東京地検）
2014年	東京地検公判部長
2015年	法務省大臣官房審議官（総括担当）
2017年	松山地検検事正
2018年9月	法務省人権擁護局長
2019年	出入国在留管理庁次長
2020年	法務省大臣官房長
2021年	法務事務次官
2023年	名古屋高検検事長
2024年	第一東京弁護士会登録
2024年10月～現在	T&K法律事務所

2002年3月	早稲田大学理工学部電気電子情報工学科卒業
2004年3月	東京工業大学（現 東京科学大学）大学院総合理工学研究科 修了(工学修士)
2005年	第一東京弁護士会登録
2005年10月～2016年10月	長島・大野・常松法律事務所
2011年5月	Duke University School of Law修了（LL.M.）
2012年1月～2015年3月	中倫律師事務所（北京・上海）
2014年1月～現在	青島仲裁委員会仲裁員
2016年11月	T&K法律事務所設立
2019年4月～2023年3月	第一東京弁護士会 弁護士業務の適正化に関する委員会 委員
2019年7月～2023年3月	東京三弁護士会合同 非弁護士取締委員会 委員
2020年8月～現在	一般社団法人日本商事仲裁協会（JCAA） 仲裁人・調停人
2021年6月～2022年5月	第一東京弁護士会綱紀委員会 委員

<参考> 森川委員経歴

2002年3月	京都大学法学部卒業
2002年4月	最高裁判所司法研修所入所
2003年 10月	検事任官 以後、東京地検等にて勤務
2015年	東京弁護士会登録
2015年 4月～2017年10月	TMI総合法律事務所
2017年 11月	原子力規制委員会原子力規制庁
2020年 11月～現在	TMI総合法律事務所
2022年 1月	カウンセラー就任
2023年 1月	パートナー就任



経済産業大臣への報告の概要

2025年12月24日
中部電力株式会社

1 (1) 本事案の概要

- 当社が2011年から実施している浜岡原子力発電所の安全性向上対策工事の一部の件名において、原子力部門は、契約担当箇所である調達部門の関与なく取引先へ仕様変更を依頼し、正式な契約変更や精算手続を行っておらず、**長期に亘る多額の未精算が発生**していることが判明した。【問題1】
- 当該未精算について、原子力部門の役員であった伊原一郎氏（副社長執行役員 原子力本部長）、名倉孝訓氏（執行役員 原子力部長）の両名は、社内規程に反して**長期に亘り取締役会等への報告を怠っていた**。【問題2】
- 当該事実について、両名から自身の責任を認め、辞任の申し出があったことから、新たな執行体制とすることを公表した。
(2025年11月27日)

1 (2) 本事案の経緯・対応状況

年月	対応経緯
2013年2月～	安全性向上対策工事（2011年7月から実施中）の一部の件名において、原子力部門が、契約担当箇所である調達部門の関与なく取引先へ仕様変更を依頼
2019年5月	当該仕様変更を行った件名について、浜岡原子力発電所が取引先から契約変更・精算の要請を受領
2019年6月	当該要請について当時の原子力本部長まで報告されるも、原子力本部長は <u>取締役会等への報告は実施せず</u>
2019年6月～	浜岡原子力発電所と取引先との間で精算対象について協議
2022年6月～	浜岡原子力発電所と取引先との間で精算への見通しが立ちつつあったが、伊原原子力本部長・名倉原子力部長がその後の対応や手続を進めず先送りし、 <u>取締役会等への報告も実施せず</u>
2025年1月	原子力部門が取引先から契約変更・精算の再要請を受領
2025年7月 【本事案の発覚】	本件について両名が社長に報告し、社長は事実関係の調査等を指示
2025年9月	取締役会へ本件を報告
2025年11月	取締役会にて新たな執行体制について決定

2025年7月以降、社長からの指示を受け、社外弁護士を含む会議体において、事実関係の調査、原因究明、再発防止策の検討を進めてきた。

1 (3) 社内規程や法令等遵守の観点から懸念がある他の類似事案の調査

- 【問題1】および類似件名の調査のため、原子力部門発注件名の全体（本事案が生じた安全性向上対策工事に加え、安全性向上対策工事以外の全工事※）を対象として、原子力部門工事担当者への聞き取り、問題が疑われる件名の関係書類の確認、取引先へのアンケート・聞き取り（反面調査）等を実施した。
※約2万3千件
- その結果、仕様変更の依頼の有無・内容や精算の必要性等について取引先との間で認識の齟齬や問題が生じ未精算となっている件名は20件であることを確認した。

1 (4) 安全性への影響の検証結果

- 安全性向上対策工事は、運転停止中の浜岡原子力発電所において、既設の発電所設備から切り離し、影響を及ぼさないようにして行っており、再稼働の際に法令に基づき新規規制基準に適合し安全性が確保されていることが確認される。
- 本件は、安全性向上対策工事の最中に生じた事象であるが、当初判明7件・追加判明13件の全エビデンス（工事要領書、関係図面等）を確認した結果、いずれも施工管理が適切に行われており、工事品質が確保されていることを確認した。

<確認方法>

原子力部門	<ul style="list-style-type: none"> ・当初判明7件・追加判明13件において作業指示が確認された項目ごとに、以下の2面からエビデンス（工事要領書、関係図面等）を確認 ①技術面（各項目が原子力の安全性に影響するものかの観点で確認） ②施工管理面（各要求事項が工事計画（工事要領書）に反映されているかの観点で確認） <p>➡原子力部門として、当初判明7件・追加判明13件のいずれも原子力の安全性に影響がないことを確認</p>
調査チーム※1	<ul style="list-style-type: none"> ・上記原子力部門の確認結果の検証として、上記各項目ごとに、上記エビデンスに基づき、具体的な工事の内容と、工事要領書の内容ないし改訂された内容を精査し、具体的な工事の内容に照らして工事要領書の内容が適切であるかを確認した。 <p>➡当初判明7件・追加判明13件の全数について適切であることが確認された。</p>

※1：他部門の要員5名（経営監査部3名、コンプライアンス本部2名）
 + 原子力部門の本件に関わりのない要員（2名）



上記の結果、**本件が浜岡原子力発電所の安全性に影響を及ぼしていないこと**を確認した。

2 原因及び再発防止策（1 / 2）

原因	再発防止策案	スケジュール
<p>【ルールに関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>仕様変更に関する調達ルールの理解不足・不備</u> <ul style="list-style-type: none"> ・調達ルールの理解不足から、ルール外の運用やルールの拡大解釈による不適切な仕様変更手続を実施 ・仕様変更が多数発生する工事に適応する調達ルールや仕様変更の進捗管理の不備 ● <u>調達部門を介さずに仕様変更できる環境</u> <ul style="list-style-type: none"> ・取引先に対して仕様変更時の依頼ルートの周知をしておらず、取引先に工事部門からの依頼を正式なものと誤認させる状況だった 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>仕様変更に関する調達ルールの見直し・徹底</u> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様変更に関する調達ルールを見直したうえで、調達部門による仕様変更の進捗管理を徹底 ・教育の充実、本事象の経験伝承 ● <u>調達部門を介さない仕様変更の禁止</u> <ul style="list-style-type: none"> ・調達部門を介さない仕様変更の禁止を取引先に周知 ・上記について、契約書等に反映 	<p>2026.3</p> <p>2026.3</p>
<p>【業務運営上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>施工管理体制（予算・契約進捗管理など）が不十分</u> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様変更時の増額見込額を精緻に把握していなかった ・組織的な予算管理体制がなく管理職の関与が不十分 ● <u>仕様変更が生じやすい環境</u> <ul style="list-style-type: none"> ・審査・設計・工事が同時進行しており、仕様変更が生じやすい環境にあり、工程管理が複雑であった ● <u>当社と取引先とのコミュニケーション不足</u> <ul style="list-style-type: none"> ・当社と取引先の仕様変更時の調整が不十分で、契約変更の要否について齟齬があるまま工事が進捗したことにより、問題が長期化 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>PMO※による施工管理体制の充実（7頁参照）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・予算、契約、工程の進捗管理を組織的に実施する体制の構築 ・工事実施部署内に予算管理者（管理職）を設置することに加え、PMOが予算・決裁実施状況を定期的にチェック <p>※PMO：Project Management Office</p> ● <u>調達部・原子力部・取引先の三者で、仕様変更について定期的に協議する会議を実施（他社良好事例の導入）</u> 	<p>2026.3</p> <p>2026.3</p>

2 原因及び再発防止策（2 / 2）

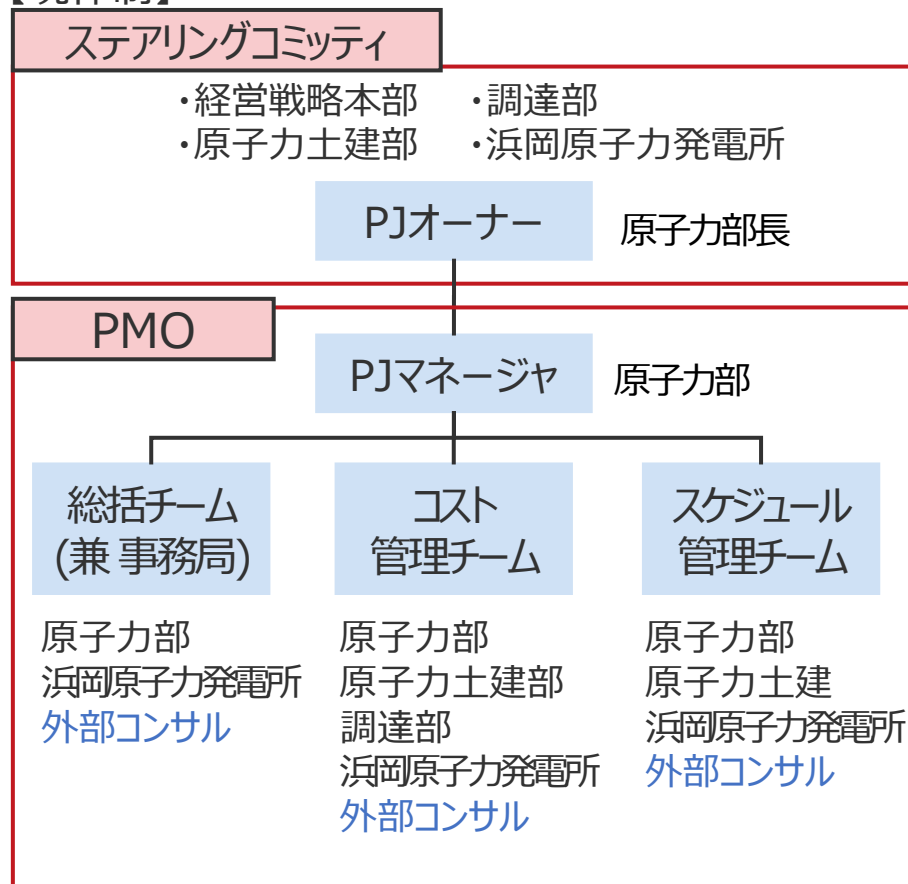
原因	再発防止策案	スケジュール
<p>【意識面の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>コンプライアンス意識の不足、リスク感度・問題意識の欠如</u> <ul style="list-style-type: none"> ・工期を最優先し調達手続を後回しにする意識 ・「従前問題ないから問題ない」という慣例的容認傾向 ・現場における工程遵守への強いプレッシャー ・調達部門による解決に向けた指示・フォロー不足 ● <u>他部門との垣根</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>教育の充実、本事象の経験伝承</u> ● <u>管理間接部門（調達部・経営管理部・コンプライアンス本部等）による連携・サポートの強化</u> ● <u>他部門との人財交流</u> 	<p>2026.3</p> <p>実施中</p> <p>適宜実施</p>
<p>【組織・ガバナンス上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>ガバナンスの軽視</u> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力部門幹部としての自覚の欠如（問題解決の先送り） ・社員の社内規則遵守意識の欠如 ・事案の把握、再発防止の早期策定機会の逸失 ● <u>閉鎖的な組織体制</u> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力部門の幹部には同部門出身者が就いており、外部の目が入る機会が乏しく、結果的に問題が是正されにくい状況を生み、長期化 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>原子力部門に他部門出身の副本部長を設置（8頁参照）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力本部内ガバナンスの向上の責任者として、コンプライアンス・リスク管理面等の監視・監督・推進 ・社長やCCO/CFOに適宜報告を実施 ● <u>経営監査部によるモニタリングの強化</u> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な業務監査等による内部監査の充実や常勤監査等委員への報告頻度向上 	<p>設置済 2025.12.1付</p> <p>2026.1～</p>

(参考) PMOの組織体制

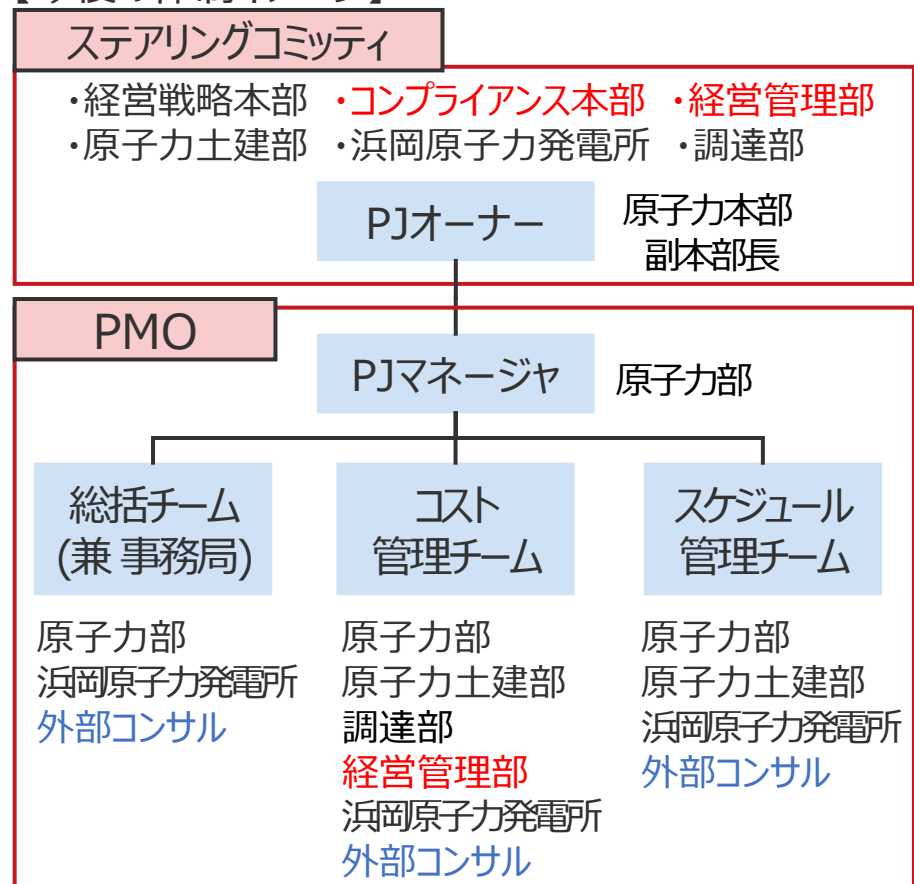
- 本年7月から、安全性向上対策工事のプロジェクト管理体制・機能を構築・強化することを目的に、ステアリングコミッティおよびPMOを設置。
- 今後は、施工管理体制の強化に向け、コンプライアンス本部、経営管理部も加え、コスト・工事進捗の定期的なモニタリングを実施予定。

PMO : Project Management Office

【現体制】



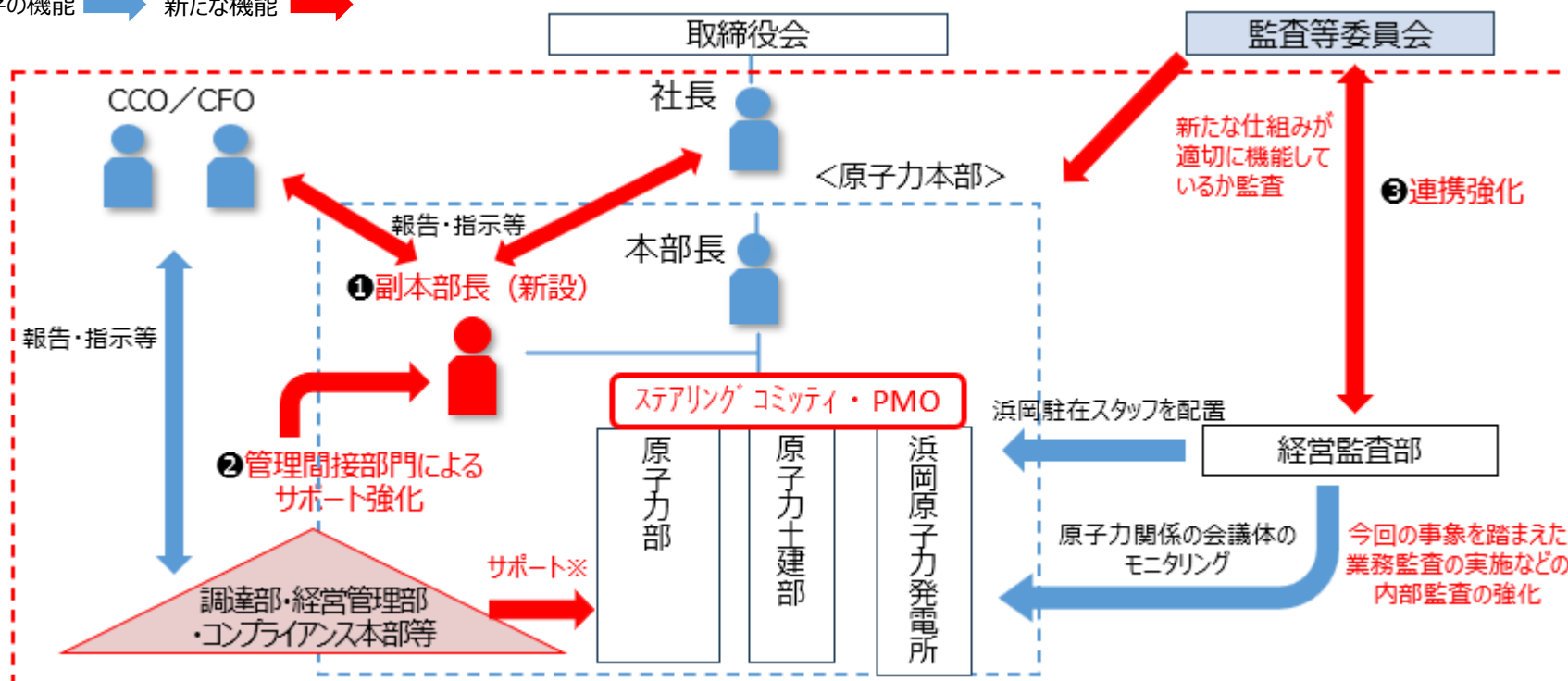
【今後の体制イメージ】



(参考) 組織・ガバナンスに係る再発防止策

- 原子力部門の閉鎖性を改善し、健全なガバナンスが発揮できるよう、①原子力本部にコンプライアンス・リスク管理面等の監視・監督・推進等を担う副本部長を新設するとともに、②調達部・経営管理部・コンプライアンス本部等の管理間接部門による連携・サポートを強化。
- 今後、原子力部門の組織構造、業務分掌や権限等の問題点を洗い出し、指揮命令系統や業務分担、情報の流れ等について、あるべき姿を踏まえ、それぞれの役割・機能、モニタリング方法等を具体化する。
- ③経営監査部による原子力部門に対する内部監査・常勤監査等委員との連携を強化（報告頻度向上）し、監査等委員会がこれら新たな仕組みが適切に機能しているかを監査する。

既存の機能  新たな機能 



※ ステアリングコミッティ、PMOにも参加

プレスリリース

経済産業大臣からの電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収の受領

2026年01月09日
中部電力株式会社

 印刷

記事をシェアする



浜岡原子力発電所の安全性向上対策工事の一部で、一部の取引先との間で長期間未精算になっている事案が判明し、また、当社原子力部門の役員が、社内規程に反し、これらの事実を取締役会等に対して長期に亘って報告を行っていなかった事案（以下、本事案）について、当社は、2025年11月27日、経済産業大臣から、電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収を受領し、2025年12月24日、経済産業大臣に対し、当該報告徴収に対する報告を行いました。（[2025年12月24日お知らせ済](#)）

当社は、本日、経済産業大臣から、本事案について、更に詳細な経緯と実効的な再発防止策等を確認するためとして、電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収を受領しましたので、お知らせします。

取引先にご迷惑をおかけしておりますこと、また地域の皆さまならびに関係者の皆さまにご心配をおかけしておりますこととお詫び申し上げます。

今後、報告徴収に適切に対応してまいります。

報告徴収の概要

- 1 更に詳細な経緯と実効的な再発防止策等
- 2 上記について2026年3月31日までに報告すること

以上

プレスリリース

経済産業大臣からの電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収の受領

2026年01月05日
中部電力株式会社

印刷

記事をシェアする   

本日、当社は、経済産業大臣から、原子力規制委員会による原子炉等規制法に基づく浜岡原子力発電所3号機・4号機の新規制基準適合性確認審査において、浜岡原子力発電所の地震動の評価を不適切な方法で実施していた事案（以下「本事案」）が確認されたとして、電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収を受領しました。

このような事案が発生させたことについて心より深くお詫び申

今後、報告徴収に適切に対応してまいります。

報告徴収の概要



- 1 本事案に関する事実関係及び経緯、対応状況
- 2 本事案の原因及び再発防止策
- 3 他の類似事案の有無
- 4 上記について2026年4月6日までに報告すること

プレスリリース

原子力規制委員会からの核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告徴収の受領

2026年01月14日
中部電力株式会社

印刷

記事をシェアする  

本日、当社は、原子力規制委員会から、当社が2026年1月5日に公表した「浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案」について、本事案に関する事実関係および原因等の詳細な調査を行うためとして、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告徴収を受領しました。

このような事案が発生させたことについて心より深くお詫び申し上げます。

今後、報告徴収に適切に対応してまいります。

報告徴収の概要

- 1 本事案の事実関係および経緯
- 2 本事案の直接的原因および根本的原因
- 3 当社が設置した第三者委員会による調査結果（事実関係および原因の調査並びに再発防止策の検討を含む）
- 4 本事案の確認された設置変更許可申請に係る同様の事案の調査結果（同様の事案が確認された場合はそれらの事実関係、経緯、直接的原因および根本的原因を含む）
- 5 2から4までをもって特定した内容を踏まえた是正措置（組織的な改善に係る再発防止策を含む）
- 6 1については2026年3月31日までに、2から5についてはその内容が取りまとめられ次第遅滞なく報告すること

日本経済新聞

記事利用について

規制委、中部電力本店に立ち入り検査 浜岡原発データ不正で原因調査

2026/1/26 12:47 (2026/1/26 13:24更新) | 日本経済新聞 電子版



規制庁の担当者が中部電力本店へ検査に入った。（26日、名古屋市）

原子力規制委員会は26日、浜岡原子力発電所（静岡県）の安全審査で地震データを不正な手法で算出していた中部電力に対し、立ち入り検査を始めた。規制委は結果を踏まえて今後の処分を検討する方針で、検査は長期間に及ぶ見通しだ。

<https://www.nikkei.com/article/>

